

別冊1

託送供給等約款認可申請補正書

中部電力株式会社

託 送 供 紿 等 約 款

平成 29 年 4 月 1 日 実施

中 部 電 力 株 式 会 社

託送供給等約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	約款の認可および変更	2
3	定 義	3
4	代表契約者の選任	10
5	託送供給等に係る取扱い	11
6	単位および端数処理	11
7	そ の 他	12
II	契約の申込み	13
8	契約の要件	13
9	検討および契約の申込み	17
10	契約の成立および契約期間	28
11	託送供給等の開始	29
12	託送供給等の準備に対する協力	29
13	電気方式、電圧および周波数	30
14	発電場所および需要場所	32
15	契約および託送供給等の単位	34
16	承諾の限界	39
17	契約書の作成	39

III サービスおよび料金	40
18 サービス	40
19 料金	40
20 接続送電サービス	43
21 臨時接続送電サービス	74
22 振替送電サービス	85
23 予備送電サービス	85
24 発電量調整受電計画差対応電力	88
25 接続対象計画差対応電力	89
26 需要抑制量調整受電計画差対応電力	91
27 給電指令時補給電力	92
IV 料金の算定および支払い	95
28 料金の適用開始の時期	95
29 検針日	95
30 料金の算定期間	97
31 計量	98
32 電力および電力量の算定	98
33 損失率	114
34 料金の算定	115
35 支払義務の発生および支払期日	119
36 料金その他の支払方法	121
37 保証金	124
38 連帶責任	126
V 供給	127
39 託送供給等の実施	127

40	受電および供給の中止	134
41	給電指令の実施	134
42	受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済..	135
43	適正契約の保持等	139
44	契約超過金	139
45	力率の保持	140
46	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	141
47	託送供給等にともなう技術要件等	142
48	託送供給等の停止	143
49	託送供給等の停止の解除	145
50	託送供給停止期間中の料金	145
51	違 約 金	146
52	損害賠償の免責	146
53	設備の賠償	147
	VI 契約の変更および終了	149
54	契約の変更	149
55	名義の変更	150
56	契約の廃止	151
57	供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および 工事費の精算	152
58	解 約 等	157
59	契約消滅後の債権債務関係	159
	VII 受電および供給の方法ならびに工事	160
60	受電地点, 供給地点および施設	160
61	架空引込線	162

62	地中引込線	164
63	連接引込線等	166
64	中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	167
65	引込線の接続	167
66	計量器等の取付け	167
67	専用供給設備	169
68	電流制限器の取付け	170
VIII 工事費の負担		172
69	工事費の負担方法	172
70	受電地点への供給設備の工事費負担金	175
71	受電用計量器等の工事費負担金	180
72	会社間連系設備の工事費負担金	180
73	一般供給設備の工事費負担金	181
74	供給地点への特別供給設備の工事費負担金	185
75	供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	187
76	供給地点への特別供給設備等の工事費の算定	187
77	工事費負担金の申受けおよび精算	190
78	託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される 場合の費用の申受け	193
79	臨時工事費	194
80	工事費負担金契約等の締結	195
IX 保 安		196
81	保安の責任	196
82	保安等に対する発電者および需要者の協力等	196
83	調 査	197

84	調査等の委託	198
85	調査に対する需要者の協力	198
86	検査または工事の受託	198
87	自家用電気工作物	199

附　　則

別　　表

I 総 則

1 適 用

当社が、当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号口にもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものをいいます。

(1) 託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ 接続供給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（愛知県、岐阜県〔一部を除きます。〕、三重県〔一部を除きます。〕、静岡県〔富士川以西〕および長野県をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ 振替供給

当社が、契約者から当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定

送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発電量調整供給

当社が、発電契約者から当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ 需要抑制量調整供給

当社が、需要抑制契約者から電気事業法第2条第1項第7号ロに定める特定卸供給（以下「特定卸供給」といいます。）の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2 約款の認可および変更

- (1) この約款は、電気事業法附則第3条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発 電 者

小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で、当社以外の者をいいます。

(5) 需 要 者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低 壓

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高 壓

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点、発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が発電量調整供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社が維持および運用する供給設備と当社以外の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、当社が受電地点において発電契約者から受電

する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で、当社が受電地点において契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

当社が受電地点において契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 振替受電電力

振替供給の場合で、当社が受電地点において契約者から受電する電気の電力をいいます。

(23) 振替受電電力量

当社が受電地点において契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(24) 接続供給電力

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力を

いいます。

(25) 接続供給電力量

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(26) 振替供給電力

当社が供給地点において契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(27) 振替供給電力量

当社が供給地点において契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(28) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(29) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(30) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で、当社が受電地点において需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(33) 需要抑制量調整受電電力量

当社が受電地点において需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(34) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(35) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(36) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(37) 通告電力量

当社が会社間連系点において契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知する値、ならびに振替受電電力量および振替供給電力量の計画値で、契約者からの通知にもとづきあらかじめ当社が決定し通知する値をいいます。

(38) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(39) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。この場合、契約電力とは、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力、振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(40) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。この場合、契約電流とは、接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(41) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。この場合、契約容量とは、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(42) 契約受電電力

契約上使用できる受電地点ごとの接続受電電力、振替受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）をいい、この値は契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

(43) 最大需要電力等

低圧で供給する場合は、接続供給電力の最大値をいい、高圧または特別高圧で供給する場合は、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(44) 発電バランスングループ

32（電力および電力量の算定）(22)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または32（電力および電力量の算定）(23)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(45) 需要バランスングループ

32（電力および電力量の算定）(24)に定める接続対象計画差対応補給電

力量または32（電力および電力量の算定）(25)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(46) 需要抑制バランスシンググループ

32（電力および電力量の算定）(26)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または32（電力および電力量の算定）(27)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(47) 契約使用期間

契約上サービスを受けることができる期間をいいます。

(48) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(49) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(50) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(51) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(52) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(53) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定める検査をいいます。

(54) 定期補修

定期的に一定期間を限り行なわれる補修をいいます。

(55) 給電指令

発電者の発電機もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(56) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(57) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を除き、1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、当該接続供給契約においては1需要バランスンググループを設定するものとし、その他の取扱いは、次のとおりといたします。

(1) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての契約者から委任され、かつ、当社とのすべての協議に責任をもって応じることができる1契約者を代表契約者として、あらかじめ定めていただきま

す。この場合、代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状（当社所定の様式によっていただきます。）を当社に提出していただきます。当社は、この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契約者と行ないます。

- (2) 契約者の行なう契約の申込み、その他接続供給の実施に係る当社との手続きおよびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは、原則として(1)に定める代表契約者により行なっていただきます。また、当社の行なう契約者への通知、保証金の返還等は、原則として(1)に定める代表契約者に対し行ないます。

5 託送供給等に係る取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた内容については、託送供給、電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施するうえで必要となる目的以外には使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、振替受電電力、接続供給電力、振替供給電力、接続対象電力、接続対象計画電

力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給する場合で、20（接続送電サービス）(2)イまたは21（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ 高圧で供給する場合で、20（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

(4) 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。

(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 そ の 他

この約款に記載のない事項については、この約款の趣旨に則り、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者または需要者と別途協議を行なうことがあります。

II 契約の申込み

8 契約の要件

- (1) 契約者が接続供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- イ 小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
- ロ 契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。
- ハ 需要者が、次の事項を遵守して、電気設備を当社の供給設備に電気的に接続すること。
- (イ) 法令で定める技術基準、その他の法令等
- (ロ) 別冊に定める技術要件
- (ハ) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- ニ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- ホ 契約者は、需要者にこの約款における需要者に係る規定を遵守させること。
- ヘ 需要者がこの約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。
- ト 需要者が当社または他の契約者から電気の供給を受けることを当社が

確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が当社の小売電気事業、特定送配電事業もしくは自己等への電気の供給の用に供するために使用し、または当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 発電者の発電設備が非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(ハ) 契約者と需要者が同一、または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(2) 契約者が振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ 南福光連系設備を使用する場合は、30分ごとの振替供給電力が原則として30,000キロワット以上であること。

ハ 契約者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ニ 契約者が営む小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ホ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための振替供給契約を希

望される場合は、次の要件を満たすこと。

- (イ) 発電者の発電設備が非電気事業用電気工作物であること。
 - (ロ) 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。
 - (ハ) 契約者と需要者が同一、または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。
- (3) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
 - ロ 発電者が発電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。
 - ハ 発電者が、次の事項を遵守して、電気設備を当社の供給設備に電気的に接続すること。
 - (イ) 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - (ロ) 別冊に定める技術要件
 - (ハ) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- ホ 発電契約者は、発電者にこの約款における発電者に係る規定を遵守させること。
- ヘ 発電者がこの約款における発電者に係る規定を遵守する旨の承諾をす

ること。

(4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。

(イ) 需要者に対して、次のaおよびbの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

a 需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

b 需要抑制の実施頻度および時期

(ロ) (イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(ハ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができる。

(二) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

(ホ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定期接続送電サービスまたは電灯臨時定期接続送電サービスもしくは動力

臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が31（計量）(2)に該当しないこと。

ホ 需要抑制契約者は、需要者にこの約款における需要者に係る規定を遵守させること。

ヘ 需要者がこの約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者、発電契約者または需要抑制契約者から申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のとき限りります。）するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、(4)の申込みに先だち、次の事項を明ら

かにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていた
だきます。ただし、接続供給契約または振替供給契約の場合は、受電地
点が会社間連系点の場合に限ります。また、発電量調整供給契約の場合
は、発電者から電気を受電する場合に限ります。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替
供給契約等の内容または申込み内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当社が振替供給する電気の供給地点
- c 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替
供給契約等の内容または申込み内容
- d 振替受電電力の最大値および最小値
- e 振替供給の開始希望日
- f 振替供給の希望契約期間

(ハ) 発電量調整供給の場合

- a 発電契約者の名称
- b 発電者の名称、発電場所および受電地点
- c 受電地点における受電電圧および予備送電サービスの希望の有無
- d 発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様

- e 発電量調整受電電力の最大値および最小値
 - f 発電場所における負荷設備および受電設備
 - g 発電量調整供給の開始希望日
 - h 発電量調整供給の希望契約期間
- ハ 檢討期間および検討料

(イ) 檢討期間

当社は、受電側接続検討の申込みをいただいた後、原則として3月以内に、検討結果を契約者または発電契約者にお知らせいたします。

(ロ) 検討料

当社は、1受電地点1検討につき21万6千円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合には、検討料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は、契約者が希望される場合に、(4)の申込みに先だって、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、供給設備の新たな施設または変更に係る工事の要否（工事が必要となる場合は、その工事の種別を含みます。）についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

および供給地点

- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 契約電力、契約電流または契約容量
- (二) 負荷設備または主開閉器
- (ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備、契約電力、契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ 当社は、供給側接続事前検討の申込みをいただいた後、原則として2週間以内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ 当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、(4)の申込みに先だって、特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり、供給設備の変更に係る工事の要否（工事が必要となる場合は、その工事の種別を含みます。）についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただくことがあります。

- (イ) 需要抑制契約者の名称

(ロ) 需要者の名称、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ 当社は、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後、原則として2週間以内に、検討結果を需要抑制契約者にお知らせいたします。

(4) 接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込み

契約者は、(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、ニの事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）、8（契約の要件）(3)への発電者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）または8（契約の要件）(4)へおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と

需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは、当該承諾書の提出を省略することができるものいたします。

なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合には、8（契約の要件）(1)チまたは(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じ、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(4)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備
- (二) 接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量および接続送電サービスの種別
- (ホ) 臨時接続送電サービスを希望される場合は、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別ならびにその使用期間
- (ヘ) 予備送電サービスを希望される場合は、予備送電サービス契約電力

および予備送電サービスの種別

- (ト) 契約受電電力
- (チ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (リ) 8 (契約の要件) (1)ロの実施方法
- (ヌ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (ル) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ヲ) 連絡体制

なお、会社間連系点を受電地点とする場合は、39 (託送供給等の実施) (1)ロに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。また、契約者が、振替供給契約によらず受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、39 (託送供給等の実施) (5)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していました

だきます。

また、負荷設備、契約電力、契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ています。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ています。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 振替送電サービス契約電力
- (ロ) 契約受電電力

- (八) 振替受電電力の計画値
 - (二) 電気の調達先となる発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
 - (ホ) 連絡体制
- (八) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約等の内容または申込み内容
なお、39（託送供給等の実施）(2)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していました
だきます。

ハ 発電量調整供給の場合

- (イ) 契約受電電力
- (ロ) 予備送電サービスを希望される場合は、予備送電サービス契約電力
- (ハ) 発電量調整受電計画電力
- (二) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (ホ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (八) 連絡体制
なお、発電契約者が、契約者の振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、39（託送供給等の実施）(5)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出いただきます。

二 需要抑制量調整供給の場合

- (イ) 需要抑制契約者の名称
- (ロ) 需要抑制量調整受電計画電力
- (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量
に対応する需要抑制の予定電力量（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といいたします。）の最小値
- (乙) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
- (ホ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
- (ヘ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
- (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる32（電力および電力量の算定）(18)イまたはロ
- (チ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
- (ル) 連絡体制
なお、需要抑制契約者が、契約者の振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、39（託送供給等の実施）(5)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

また、需要抑制バランスシンググループごとの(ト)の算定方法となる32(電力および電力量の算定)(18)イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約の申込みについて、小売電気事業、一般送配電事業および特定送配電事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、当社は、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

(6) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社

が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、当社は、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

(7) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、当社は、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、臨時接続送電サービスを利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービスの契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。また、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の場合で、契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の

消滅または変更がない場合は、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

なお、当社は、協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間を制限することがあります。

11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日を定め、接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日に接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日を定めて接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を開始いたします。

12 託送供給等の準備に対する協力

契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者は、当該託送

供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

13 電気方式、電圧および周波数

(1) 受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相2線式、交流単相3線式 または交流3相3線式
	高圧または 特別高圧	交流3相3線式

(2) 供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ（サービスおよび料金）の各項に定めるところによります。

(3) 受電電圧および供給電圧は、次のとおりといたします。

イ 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力に応じて次のとおりといたします。ただし、発電者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で受電することができます。

契 約 受 電 電 力	50キロワット未満	標準電圧100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

□ 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ（サービスおよび料金）の各項に定めるところによります。ただし、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は、別表2（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は、需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

なお、需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧6,000ボルト

また、1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合、契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

- (4) 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、振替供給の場合で、東京電力パワーグリッド株式会社との会社間連系点を供給地点とするときには、周波数変換設備を使用して標準周波数50ヘルツで供給いたします。

14 発電場所および需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、口によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的

な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

(八) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地 ((1)に定める1構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

15 契約および託送供給等の単位

(1) 接続供給の場合、当社は、契約者のあらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所につき1接続供給契約を結び、1需要バランスングループを設定していただきます。この場合、それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属することとし、また、当社は、原則として、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する

2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

(2) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）につき1振替供給契約を結びます。

(3) 当社は、次の場合を除き、1需要場所につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって接続供給を行ない、1発電場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ 1需要場所につき、次の2臨時接続送電サービスを契約する場合、または、次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1接続送電サービス（口の場合は、2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

(ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間

帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス

(ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの 1 接続送電サービス

ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ 23（予備送電サービス）をあわせて契約する場合

ホ 60（受電地点、供給地点および施設）(5)の場合

ヘ 73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)c の方式による供給の場合

ト その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて、1 発電量調整供給契約を結びます。

なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として 1 発電バランシンググループに属するものといたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第 2 条第 3 項に定める再生可能エネルギー発電設備を

いいます。) の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりといたします。

イ 回避可能費用単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める回避可能費用単価をいいます。）が卸電力取引所が公表する額となる再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。また、附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)または(6)に該当する場合で、インバランスリスク単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ 附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に

もとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合、当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、1発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および需要抑制バランシンググループについて、1需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお、低压で電気の供給を受ける需要場所および当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、1需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる³²（電力および電力量の算定）(18)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、原則として接続供給、振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始前に、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、接続供給、振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給に関する必要な事項について、接続供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）、振替供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）、発電量調整供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）または需要抑制量調整供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

III サービスおよび料金

18 サービス

- (1) 契約者が当社から接続供給を受ける場合は、20（接続送電サービス）または21（臨時接続送電サービス）にあわせて、25（接続対象計画差対応電力）および27（給電指令時補給電力）を契約していただきます。
- (2) 契約者が当社から振替供給を受ける場合は、22（振替送電サービス）を契約していただきます。
- (3) 発電契約者が当社から発電量調整供給を受ける場合は、24（発電量調整受電計画差対応電力）および27（給電指令時補給電力）を契約していただきます。
- (4) 需要抑制契約者が当社から需要抑制量調整供給を受ける場合は、26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）を契約していただきます。
- (5) 契約者または発電契約者は、希望により、(1)または(3)にあわせて、23（予備送電サービス）を契約することができます。

19 料 金

料金は、次のとおりといたします。

- (1) 契約者に係る料金
 - イ 契約者に係る料金は、口によって算定された日程等別料金、25（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに27（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

口　日程等別料金は、20（接続送電サービス）(3)によって算定された接続送電サービス料金、21（臨時接続送電サービス）(3)によって算定された臨時接続送電サービス料金および23（予備送電サービス）(3)によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）を合計して算定（近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたものといたします。）いたします。

- (イ) 檜針日
- (ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または32（電力および電力量の算定）(29)の場合、その供給地点の属する検針区域の検針日
- (ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合、応当日
- (ニ) 契約者が供給地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）
- (ホ) 32（電力および電力量の算定）(32)ハの場合、電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日
- ハ　近接性評価割引
- (イ) 適　用
- 契約者が、近接性評価地域（別表3〔近接性評価地域および近接性

評価割引額の算定] (1)に定める地域といたします。) に立地する発電場所における発電設備（以下「近接性評価対象発電設備」といいます。）を維持し、および運用する発電契約者から、当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に適用いたします。

なお、契約者が、近接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合（再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が指定した発電設備のうち近接性評価対象発電設備に係る電気を調達するときを除きます。）は、当該電気には近接性評価割引を適用いたしません。

(ロ) 近接性評価割引額の算定および割引の実施

- a　近接性評価割引額は、別表3（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）(2)にもとづき、特別の事情がある場合を除き、算定の対象となる期間の翌々月1日に算定いたします。
- b　当社は、近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる日程等別料金といたします。）において、当該日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものといたします。
- c　近接性評価割引額が割引の対象となる日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上回る場合、その差額を近接性評価割引額として、料金算定日がその直後となる日程等別料金において、bに準

じて割引を行ないます。

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、24（発電量調整受電計画差対応電力）によつて算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに27（給電指令時補給電力）(2)によつて算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は、26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

20 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、供給地点ごとに、次によって定めます。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを利用する場合は、料金適用開始の日以

降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

- b 需要場所において使用される受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。
- c 需要場所において使用される受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といいます。）は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降その12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大

きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかるわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a 接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定して

いただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ニ) (イ)の適用後1年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は、(イ)を適用いたしません。

(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は、54（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出させていただきます。

ロ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、1年間を通じての最大の負荷、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを利用する場合等で、適当と認められるときは、接続供給開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力が段階的に増加する場合に限り、段階的に定めることができます。

ハ イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めている供給地点における最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、当該供給地点の接続送電サービス契約電力を口によってすみやかに定めることとし、それまでの間の当該供給地点の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なうときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

なお、当該不足電力分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所において使用される負荷設備または受電設備を変更されるときは、54（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出させていただきます。

ホ 接続送電サービスの利用に先だって需要者が同一の需要場所で他の接続供給契約または接続供給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、接続送電サービス契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は接続送電サービスを利用していたものとみなします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接

続送電サービスにつき 2 以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	36円58銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	73円16銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	146円31銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	219円47銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	365円77銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	365円77銭

ii ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	109円25銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	218円51銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	218円51銭

e その他

- (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。
- (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、
 (ロ) a (c), (ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2)イ(ロ)bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- (b) 1需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯

別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- i (2) イ (イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	194円40銭
-------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2) イ (ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	124円20銭
-----------------------------	---------

ただし、(2) イ (ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	62円10銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	186円30銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円97銭
------------	-------

(八) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(¶) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計いたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2) イ (イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	194円40銭
-------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2) イ (ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	124円20銭
-----------------------------	---------

ただし、(2) イ (ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が 5 アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	62円10銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	186円30銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって

算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円59銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	7円30銭
------------	-------

(二) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ア) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流单相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円16銭
------------	--------

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) 1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボ

ルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計とい

たします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、ま

ったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額と

いたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	496円80銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	372円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円51銭
------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(^) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計とい

いたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2) イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	496円80銭
-------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2) イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	372円60銭
-------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1 キロワット時につき	6円99銭
-------------	-------

ii 夜間時間

1 キロワット時につき	5円97銭
-------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト) 動力従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線

式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	14円66銭
------------	--------

d その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

□ 高圧で供給する場合

(イ) 高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増し

をする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	388円80銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円51銭
------------	-------

(d) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みま

す。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	388円80銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	2円81銭
------------	-------

ii 夜間時間

1 キロワット時につき	2円00銭
-------------	-------

(八) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8円88銭
-------------	-------

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といいたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金

は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	307円80銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円27銭
------------	-------

(d) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といいたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金

は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	307円80銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	1円38銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	1円10銭
------------	-------

(八) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円32銭
------------	-------

二 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次の

とおりといたします。

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表6（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお、その供給地点において、まったく接続送電サービスを利用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、

高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後1年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(八) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(4) 不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合の取扱い

(2) ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の場合、当社は、必要に応じて需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。また、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大の接続供給電力が夜

間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の算式により算定された金額といたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×口のピークシフト電力

ピークシフト電力 1 キロワットにつき	高圧で供給する場合	231円12銭
	特別高圧で供給する場合	183円60銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシ

フト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

21 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給の場合で、契約使用期間が1年未満で、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気に適用いたします。この場合、あらかじめ契約使用期間を契約者から申し出でいただきます。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次のaまたはbにより、臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電流

- (a) 臨時接続送電サービス契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。
- (b) 当社は、臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

b 臨時接続送電サービス契約容量

- (a) 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表7（契約負荷設備の総容量の算定）によつて総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ロ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

- a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表4（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

□ 高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷の実情に応じて契約者と当社との協議によって供給地点ごとに定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）によって1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円24銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円48銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円48銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	64円83銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	64円83銭

(ロ) 電灯臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できること。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトいたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき20（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c

(a) iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、20（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(b)において適用される該当電力量料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	98円83銭
---------------------------	--------

d その他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(二) 動力臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ、50キロワット未満であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることができます。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき20（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c

(a) iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、20（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

□ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき20（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、20（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 特別高压で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高压臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

(八) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき20（接続送電サービス）(3)ハ(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、20（接続送電サービス）(3)ハ(イ)c(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、20（接続送電サービス）(3)ニに準ずるものといたします。

ホ そ の 他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、20（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、20（接続送電サービス）(5)は、適用いたしません。

22 振替送電サービス

(1) 適用範囲

振替供給の場合で、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

(2) 振替送電サービス契約電力

振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、振替送電サービス契約電力を制限することがあります。

23 予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、20（接続送電サービ

ス) を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

なお、常時利用変電所とは、受電地点においては受電地点に電気的に最も近い常時利用変電所のことを、供給地点においては供給地点に電気的に最も近い常時利用変電所のことをいいます。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点においては当該受電地点の契約受電電力の値、供給地点においては当該供給地点の接続送電サービス契約電力の値といたします。ただし、特別の事情がある場合の予備送電サービス契約電力は、契約者または発電契約者と当社との協議により受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点の予備送電サービスによって供給された電気の電力量は、20（接続送電サービス）の接続供給電力量といたします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービス

を利用する場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって供給された電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	65円88銭
	特別高压で供給する場合	46円44銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	109円08銭
	特別高压で供給する場合	75円60銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、20（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点の予備送電サービスによって供給された電気は、原則として、20（接続送電サービス）によって供給された電気とみなします。

(5) その 他

- イ 予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、
その端数は、切り捨てます。
- ロ 受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共にす
ることができます。

24 発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

発電バランスシングループにおいて、42（受電および供給の中止または
給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用さ
れていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計
画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に
適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整
受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電
力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託
送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」と
いいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金

額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

□ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

25 接続対象計画差対応電力

(1) 適用

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)

(1)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

26 需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

需要抑制バランスシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

口 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

27 給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(1)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその

1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、32（電力および電力量の算定）(24)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

42（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(2)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、32（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただ

し、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

28 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

29 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針すること

とがあります。

なお、高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高圧で供給する場合で20（接続送電サービス）(2)口によって契約電力を定めるとき、または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。ただし、受電地点および供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、契約者または発電契約者と当社との協議によって、受電地点における検針日と供給地点における検針日を同一の日とすることがあります。

(2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺つた日に検針を行なつたものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の当該受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえたとき。

(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なつたものといたします。

(5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なつたも

のといたします。

30 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社があらかじめ契約者に電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ 定額接続送電サービスの料金または32（電力および電力量の算定）

(29)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰

電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

31 計量

- (1) 受電地点ごとの発電量調整受電電力量は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、供給地点ごとの接続供給電力量、振替供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

32 電力および電力量の算定

- (1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量に2を乗じてえた値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

- (2) 発電量調整受電電力量

30分ごとの発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに、その30分の受電地点で計量された電力量といたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、その30分の受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、(4)の発電量調整受電計画電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表12（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

- ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表12（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売

計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

30分ごとの接続受電電力量は、その30分の(16)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、(8)の振替受電電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替受電電力量

30分ごとの振替受電電力量は、39（託送供給等の実施）(2)へで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）といたします。

(9) 接続供給電力

接続供給電力は、(10)の30分ごとの接続供給電力量に2を乗じてえた値とし、供給地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続供給電力量

30分ごとの接続供給電力量は、その30分の供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用と同位の電圧にするた

めに修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、時間帯ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、20（接続送電サービス）(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いたものといたします。

(11) 振替供給電力

振替供給電力は、(12)の30分ごとの振替供給電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(12) 振替供給電力量

30分ごとの振替供給電力量は、その30分の供給地点で計量された電力量といたします。

(13) 接続対象電力

接続対象電力は、(14)の30分ごとの接続対象電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供

給地点が複数ある場合は、その合計値といたします。) といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランスシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランスシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(20)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の算式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(33[\text{損失率}]に定める損失率といたします。)}$$

ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(20)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。

(イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(18)イを適用している場合は、a または b によって算定された値

a 1 ベースラインに係る需要場所を单一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(33[\text{損失率}]に定める損失率といたします。)} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率} (33[\text{損失率}] \text{に定める損失率といたします。})}$$

b 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る - 需要抑制量調整
(d) によって算定された値の合計値 - 受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベース

ラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の算式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(33[\text{損失率}]に定める損失率といたします。)}$$

(e) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，(18)口を適用している場合は，次の算式により算定された値

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(15) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(16)の接続対象計画電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

(17) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は、(18)の需要抑制量調整受電電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(18) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は、30分ごとに、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の算式により算定された値

(イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で

修正した値の合計値といたします。) が、ベースラインを上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = 0$$

(ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値 (1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。) がベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \frac{1}{\text{損失率}(33[\text{損失率}]に定める損失率といたします。})}}$$

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値 (1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。) が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

ロ イ以外の場合は、次の算式により算定された値（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）といたします。ただし、算定された値が零を下回る場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率}(33[\text{損失率}]に定める損失率といたします。)}$$

(19) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、(20)の需要抑制量調整受電計画電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(20) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表13（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表8（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

(21) ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと（15〔契約および託送供給等の単位〕（3）イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して1ベースラインといたします。

(22) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランスングループごとに伊または口によって算定された値の合計値といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合は、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\frac{\text{発電量調整受電計画差}}{\text{対応補給電力量}} = \frac{\text{発電量調整}}{\text{受電計画電力量}} - \frac{\text{発電量調整}}{\text{受電電力量}}$$

□ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合は、(2)□により計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)□により通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、

30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)口にかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。

$$\frac{\text{発電量調整受電計画差}}{\text{対応補給電力量}} = \frac{\text{発電量調整}}{\text{受電計画電力量}} - \frac{\text{発電量調整}}{\text{受電電力量}}$$

(23) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計値といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合は、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\text{発電量調整受電計画差} = \frac{\text{発電量調整}}{\text{対応余剰電力量}} - \frac{\text{発電量調整}}{\text{受電電力量}} - \frac{\text{受電計画電力量}}{\text{受電計画電力量}}$$

口 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合は、(2)口により計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)口により通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、(2)口にかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、(22)口によるものといたします。

$$\text{発電量調整受電計画差} = \frac{\text{発電量調整}}{\text{対応余剰電力量}} - \frac{\text{発電量調整}}{\text{受電電力量}} - \frac{\text{受電計画電力量}}{\text{受電計画電力量}}$$

(24) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の

使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

(25) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

(26) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(18)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(20)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランスシンググループごとに、30分ごとに、イまたはロによって算定された値の合計値といたします。

イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(18)ロを

適用している場合で、30分ごとの(18)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは、次の算式により算定された値といたします。

$$\frac{\text{需要抑制量調整受電}}{\text{計画差対応補給電力量}} = \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電計画電力量}} + \frac{\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1-\text{損失率}(33[\text{損失率}]に定める損失率といたします。)}}}{\text{受電計画電力量}} - \text{ベースライン}$$

ロ イ以外の場合は、次の算式により算定された値といたします。

$$\frac{\text{需要抑制量調整受電}}{\text{計画差対応補給電力量}} = \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電計画電力量}} - \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電電力量}}$$

(27) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの(18)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(20)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランスシンググループごとに、30分ごとに、次の算式により算定された値の合計値といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で、(18)ロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

$$\frac{\text{需要抑制量調整受電}}{\text{計画差対応余剰電力量}} = \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電電力量}} - \frac{\text{需要抑制量調整}}{\text{受電計画電力量}}$$

- (28) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表9（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といいたします。
- (29) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表9（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といいたします。
- (30) 29（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの電力量または最大需要電力等は、別表9（電力量の協定）を基準として、原則として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といいたします。
- (31) 15（契約および託送供給等の単位）(3)において、1需要場所または1発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計して算定された値とすることがあります。
- (32) その他
- イ 供給地点が会社間連系点の場合は、電力および電力量の算定上、30分ごとの供給地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といいたします。）を、その30分の供給地点で計量され

た電力量とみなします。

- ロ 受電地点において、他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとの受電地点で計量された電力量を39（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分の電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。
- ハ 計量器の故障等により電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合または電力量の算定に計量値等を用いることが適当でない場合には、別表9（電力量の協定）を基準として、電力量または最大需要電力等は、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できなかったときまたは計量情報等を伝送することができなかったときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表9（電力量の協定）(3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。
- ニ 受電地点または供給地点ごとの計量等の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者にお知らせいたします。

33 損失率

損失率は、次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	8.0パーセント
高圧で供給する場合	3.8パーセント
特別高圧で供給する場合	2.2パーセント

34 料金の算定

(1) 送電サービス料金, 発電量調整受電計画差対応補給電力料金, 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金, 接続対象計画差対応補給電力料金, 接続対象計画差対応余剰電力料金, 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金, 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は, 次の場合を除き, 料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 接続供給, 発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し, または接続供給契約, 発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ 契約者が供給地点を新たに設定し, 供給地点への接続供給を再開し, もしくは停止し, または供給地点を消滅させる場合

ハ 接続送電サービスの種別, 臨時接続送電サービスの種別, 予備送電サービスの種別, 接続送電サービス契約電力, 接続送電サービス契約電流, 接続送電サービス契約容量, 臨時接続送電サービス契約電流, 臨時接続送電サービス契約容量, 臨時接続送電サービス契約電力, 予備送電サービス契約電力, ピークシフト電力等を変更したことにより, 料金に変更があった場合

ニ 30 (料金の算定期間) (1)イの場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し, 5日を上回り, または下回るとき。

ホ 30 (料金の算定期間) (1)ロの場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し, 5日を上回り, または下回るとき。

(2) 当社は、(1)ロ、ハ、ニまたはホの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの接続送電サービス料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の算式により日割計算をいたします。

イ 基本料金、定額接続送電サービスの接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、(1)ニまたはホに該当する場合は、

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、(1)ニまたはホに該当する場合は、

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1) ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(4) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の

(2)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

供給地点を新たに設定した日の直前のその供給地点の属する検針区域の検針日から、その供給地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(5) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または32（電力および電力量の算定）(29)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう検針期間の日数は、(4)に準ずるものといたします。この場合、(4)にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

(6) 30（料金の算定期間）(1)ロの場合は、(2)イおよびロにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう検針

期間の日数は、(4)に準ずるものといたします。この場合、(4)にいう検針日は、計量日といたします。

(7) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の

(2)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点を新たに設定した日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(8) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(9) 供給地点への接続供給の停止期間中の接続送電サービス料金の日割計算を行なう場合は、(2)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

35 支払義務の発生および支払期日

- (1) 日程等別料金の支払義務は、当該日程等別料金に係る19（料金）(1)ロに定める料金算定期間に発生するものといたします。
- (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、32（電力および電力量の算定）(32)ハの場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。
- (3) (1)の日程等別料金または(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。
- イ 58（解約等）(1)により解約となった場合
- ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が振り出しありもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的

手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者、発電契約者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者に通知した場合

(4) 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

(5) 当社は、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応

余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払期日が休日に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。

36 料金その他の支払方法

(1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 料金および工事費負担金その他については、そのつど、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそ

のつど、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる

支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 当社の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定した金融機関の銀行口座への振込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社の負担といたします。

ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間について

も、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

37 保証金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた契約者、または新たに接続供給を希望され、もしくは契約電力等を増加する契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または接続供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ハにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することができます。この場合、当社は、あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅し

た場合には、保証金を契約者にお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた発電契約者、または新たに発電量調整供給を希望され、もしくは契約受電電力等を増加する発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または発電量調整供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ハにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することができます。この場合、当社は、あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金を発電契約者にお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(3) 需要抑制契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を希望される需要抑制契約者か

ら、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または需要抑制量調整供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ハにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することができます。この場合、当社は、あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には、保証金を需要抑制契約者にお返しいたします。

ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

38 連帯責任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合、接続対象計画差対応補給電力料金、給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、契約超過金、違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

V 供 紿

39 記送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

- イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
- (イ) 契約者は、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。
- (ロ) 契約者は、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。
- ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画、販売計画および連系線利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（需要計画・調達計画・販売計画）、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表11（連系線利用計画）のとおりといたします。また、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画、販売計画または連系線利用計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計

画を求める場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者は、ロまたはハで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、別表11（連系線利用計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ホ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ヘ 当社は、41（給電指令の実施）および82（保安等に対する発電者および需要者の協力等）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および需要者と申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ 契約者は、振替供給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表11（連系線利用計画）のとおりといたします。また、当社は、契約者が通知した連系線利用計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてイに定める内容以外の計

画を求める場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ハ 契約者は、イまたはロで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者がイ、ロまたはハにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に通知した連系線利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて、当該計画を変更していただくことがあります。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ヘ 契約者からの別表11（連系線利用計画）に定める翌日計画の通知およびホにもとづき、当社は、30分ごとの受電地点および供給地点の通告電力量を決定し、原則として、振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知いたします。

ト 契約者または当社が、予測しえなかつた事由によりへの通告電力量を変更する必要のある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、相手方に通知し、協議によってこれを行なうことができるものといたします。この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者が連系線利用計画の値を減少することにともない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けすることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

(3) 発電量調整供給の場合

- イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
- (イ) 発電契約者は、別表12（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
- (ロ) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表12（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。
- ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表12（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。また、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- ハ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ニ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された

計画について調整を行なうことがあります。

- ホ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、口の発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
- ヘ 発電契約者は、口もしくはハで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
- なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表12（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。
- ト 41（給電指令の実施）および82（保安等に対する発電者および需要者の協力等）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電契約者および発電者と申合書を作成いたします。

(4) 需要抑制量調整供給の場合

- イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
- (イ) 需要抑制契約者は、別表13（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
- (ロ) 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表13（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌

日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

- ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表13（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。また、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
 - ハ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ニ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。
- ホ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
 - ヘ 需要抑制契約者は、ロもしくはハで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

(5) 接続供給の場合で、契約者が振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき、発電量調整供給の場合で、発電契約者が受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するときまたは需要抑制量調整供給の場合で、需要抑制契約者が受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき。

イ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、電力受給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表11（連系線利用計画）に準ずるものといたします。また、当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が通知した連系線利用計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてイに定める内容以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、イまたはロで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

二 契約者、発電契約者または需要抑制契約者がイ、ロまたはハにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に通知した連系線利用計画の値を上回る場合には、会社間連系点等の状況に応じて、当該計画を変更していただくことがあります。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者、発電契約者または

需要抑制契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ヘ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が連系線利用計画の値を減少することにともない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

40 受電および供給の中止

当社は、非常変災の場合、当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は、契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者からの受電または契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者への供給を中止することがあります。

41 給電指令の実施

(1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、39（託送供給等の実施）(3)ニにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者に発電を調整し、もしくは中止していただき、需要者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただき、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することができます。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

- ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
- ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。
- ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

42 受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済

- (1) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには、不足電力を補給いたします。
- (2) 当社は、発電量調整供給において、40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施）(2)によって、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止した場合は、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには、低圧で受電する場合を除き、不足電力を補給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(3) 当社は、接続供給において、40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施）(2)によって、契約者への供給を中止し、または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、34（料金の算定）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力または臨時接続送電

サービス契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、34（料金の算定）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量
(需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等に
もとづき算定された推定接続供給電力量といたしま
す。)

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間につい
ては、 a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きい
ものによります。

(4) (3)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物
の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に 3 日前までにお知
らせして行なう制限または中止は、 1 月につき 1 日を限って計算に入れま
せん。この場合の 1 月につき 1 日とは、 料金算定期間の 1 曆日における 1
回の工事による制限または中止の時間といたします。

なお、 契約者と当社との協議が整った場合は、 需要者に 3 日前までにお
知らせしたことをもって契約者に 3 日前までにお知らせしたものとみなし
ます。

(5) 23（予備送電サービス）に対する利用の制限または中止についても(3)および(4)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

43 適正契約の保持等

(1) 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合は、契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は、32（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)、32（電力および電力量の算定）(22)イもしくは(23)イ、32（電力および電力量の算定）(22)ロもしくは(23)ロ、32（電力および電力量の算定）(26)もしくは(27)によって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）または32（電力および電力量の算定）(21)のベースラインが著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに変更していただきます。

44 契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に

それぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて使用された月の検針日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに契約者から支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

45 力率の保持

(1) 低压で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持して

いただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表14（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただきます。

なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

46 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示い

いたします。

- (1) 受電地点もしくは供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査
- (2) 82（保安等に対する発電者および需要者の協力等）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者または需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 48（託送供給等の停止），56（契約の廃止）または58（解約等）により必要な処置
- (6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

47 託送供給等にともなう技術要件等

- (1) 発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，接続供給契約または振替供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，接続供給契約または振替供給契約については

契約者の負担で、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社は、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) 発電者または需要者が発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

48 記送供給等の停止

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 65（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を契約者、発電契約者または該当する者に警告しても改めない場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

ます。

イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 46（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 47（託送供給等にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で、43（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への変更に応じていただけないときには、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを利用される場合、臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを利用される場合または予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用される場合

- ロ 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合
- ハ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

ニ 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者および需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、当社は、必要に応じて、接続供給電力または発電量調整受電電力をしや断する開閉器を封印いたします。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者または発電者にお知らせすることがあります。

49 託送供給等の停止の解除

48（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

50 託送供給停止期間中の料金

48（託送供給等の停止）によって託送供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスを利用されない場合の月額料金を34（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

51 違 約 金

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約または振替供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から申し受けます。

イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 48 (託送供給等の停止) (2) ロ、ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といいたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

52 損害賠償の免責

(1) 11 (託送供給等の開始) (2) によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 40 (受電および供給の中止) によって発電契約者からの受電、契約者への供給もしくは需要抑制契約者からの受電を中止した場合、41 (給電指令の実施) によって発電者の発電を調整し、もしくは中止した場合、41 (給電指令の実施) によって需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または41 (給電指令の実施) によって振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制

契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 48（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または58（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 48（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または58（解約等）によって契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者が58（解約等）

(1) 口に該当する旨を文書等により発電者、需要者もしくは需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者、需要者もしくは需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

53 設備の賠償

契約者、発電契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

54 契約の変更

- (1) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生ずる場合は、II（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出させていただきます。
- (2) 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は、次のとおりといたします。
- イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出させていただきます。ただし、廃止申込みが口の開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2日前から起算して8営業日前の日の1日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2日前から起算して1営業日前の日の1日前といたします。）までに行なわれなかつたときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。
- また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかつたときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

55 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者が、それまで接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を受けていた契約者、発電契約者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契

約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きをいたします。この場合には、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、その旨を当社に文書（当社所定の様式によっていただきます。）により申し出ていただきます。

56 契約の廃止

- (1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合、発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとする場合は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に文書（当社所定の様式によっていただきます。）により申し出ています。この場合、当社は、原則として、契約者、発電契約者または需要抑制契約者から通知された廃止期日に接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。
- (2) 接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約は、58（解約等）および次の場合を除き、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約は、接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

57 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の

接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増したもの適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増したもの適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比で分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電

灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを使用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比で分担したるものといたします。

- c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、a および b にかかわらず精算いたしません。
- d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a, b および c に準ずるものといたします。

(ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合

- a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものと適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、ま

たは増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，
79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の增加分と残余分の比でん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，79（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比でん分したものといたします。

(ハ) 20（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力分以外の供給分について，20〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて値を定める供給地点を含みます。）について，需要場所において使用される受電設備等を新たに設定し，または需要場所

において使用される受電設備の総容量等を増加された後 1 年に満たないで接続供給契約を廃止し、または 20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)c により接続送電サービス契約電力を減少される場合の料金および工事費の精算は、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定することは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加することは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少することは、20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)c により接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- (イ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (ロ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上となる場合は、1 年以上利用される契約電力等に見合う部分の料金および工事費については、(1)にかかわらず精算

いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上とならないことが明らかになった場合には、(1)に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)および(2)にかかわらず精算いたしません。

58 解 約 等

- (1) 当社は、次の場合には、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が口に該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることができます。

イ 48（託送供給等の停止）によって接続供給もしくは振替供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

- (イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
(ロ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

- (八) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (二) 変更賦課金要綱によって発生した債務を履行されない場合
- ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、43（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電状態または需要抑制状態への変更に応じていただけないとき。
- (イ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合
- (ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- (ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- (二) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- (ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。
- (ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合
- (ト) 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合
- (チ) その他この約款に反した場合
- (2) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給または需要抑制量調整供給

を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約または需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

59 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 受電および供給の方法ならびに工事

60 受電地点、供給地点および施設

(1) 受電地点

イ 受電地点は、当社の電線路または引込線と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の発電設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(イ) 山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(二) 62（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ホ) 地中引込線によって電気を受電する場合で当社の接続装置を発電者の構内に施設できないとき。

(ヘ) その他特別の事情がある場合

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は、当社の電線路または引込線と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d 62（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

e 地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置を需要者の構内に施設できないとき。

f その他特別の事情がある場合

ロ 振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備

は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備 ((3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。) は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数発電場所または複数需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

61 架空引込線

(1) 当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。

- (2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるための発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、また

は撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

62 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社が接続装置を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の

負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、付帯設備とは、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きよ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設されるハンドホール

ハ 発電者または需要者の建物の改修を必要とする設備および発電者または需要者の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備

ニ その他イ、ロまたはハに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続

を行ないます。この場合、当社は、70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)もしくは(4)の工事費負担金または74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

63 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することができます。

イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施

設いたします。

64 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

65 引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

66 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、自動検針用通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するため当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、

かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。

□ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は71（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができる、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低压で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ鍵を預けていただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区

分装置の取付位置を変更する場合またはこれに準ずる工事をする場合は、当社は、実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けます。

(7) 系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等（当社所定の仕様によっていただきます。）は、発電契約者の負担により、原則として当社で施設いたします。

なお、系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等の施設場所については、発電者から無償で提供していただきます。

また、発電契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更する場合またはこれに準ずる工事をする場合は、当社は、実費を発電契約者から申し受けます。

67 専用供給設備

(1) 当社は、次の場合には、70（受電地点への供給設備の工事費負担金）
(2) もしくは(4)の工事費負担金または74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けて契約者または発電契約者の専用設備として受電地点（会社間連系点を除きます。）への供給設備または供給地点（会社間連系点を除きます。）への供給設備を施設いたします。

イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、一般の需要への供給および他の発電者からの受電等に支障がないと認められる場合

ロ 47（託送供給等にともなう技術要件等）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所もしくは需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設

備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適當と認められる場合

(2) (1)の専用供給設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電圧の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

なお、開閉所は、変電所とみなします。

(3) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

68 電流制限器の取付け

(1) 需要場所の電流制限器は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

- (2) 電流制限器の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって電流制限器の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

VIII 工事費の負担

69 工事費の負担方法

- (1) 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力もしくは予備送電サービス契約電力を増加され、これにともない、当社が新たに受電地点への供給設備を施設する場合（使用開始後3年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合を含みます。）または発電契約者の希望によって受電地点への供給設備を変更する場合は、70（受電地点への供給設備の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。
- (2) 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力等もしくは予備送電サービス契約電力を増加され、これにともない、当社が新たに供給地点への供給設備を施設する場合（特別高圧で供給する場合で、使用開始後3年以内の供給側接続設備を利用するときを含みます。）または契約者の希望によって供給地点への供給設備を変更する場合は、(3)の場合を除き、73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）または75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。
- (3) 接続供給の場合で、供給設備を利用期間が1年未満として施設する場合は、79（臨時工事費）によって臨時工事費を申し受けます。
- (4) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。

イ 受電側接続設備

当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備〔ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない特別高圧の送電設備をいいます。〕から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る供給設備をいいます。

ロ 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路〔発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。〕から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいいます。

ハ 受電地点

会社間連系点以外の受電地点をいいます。

ニ 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

ホ 工事こう長

別冊に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいま

す。) にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (5) VIII (工事費の負担) の各項において、開閉所は、変電所とみなします。
- (6) 低压で供給する場合、VIII (工事費の負担) の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

イ 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電力

ハ 契約電流

ニ 契約容量

なお、20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されることは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

- (7) 高圧で供給する場合で、20 (接続送電サービス) (2)イによって接続送電サービス契約電力を定めるとき (20 [接続送電サービス] (2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力分以外の供給分について20 [接続送電サービス]

(2) イに準じて値を定める場合を含みます。) には、VIII（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需 要場所において使用される受電設備の総容量を増加される場合といたします。

70 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない、受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を新たに施設するときは、当社は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない、当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 受電に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- b 架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず、地中受電側接続設備を施設する場合
- c 標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電

する場合

- d その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合

また、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

- (e) 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (f) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、a および b の金額

- a 当該供給設備の工事費のうち、発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（以下「指針」といいます。）にもとづき算定した金額

ただし、この約款実施の際現に適用されている託送供給等約款69（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(h) a ただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。

- b 発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、a にかかわらず、次の金額

新增加契約受電電力1キロワットにつき	3,780円00銭
--------------------	-----------

ロ 受電地点において23（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない、当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、受電側接続設備に該当する範囲といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 受電地点における契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、65（引込線の接続）または66（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ 47（託送供給等にともなう技術要件等）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、当社は、(2)イ(イ)、(ロ)および(3)にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費((2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。)を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1)、(2)、(3)および(4)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛けを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。

なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。

- (イ) 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）
 - (ロ) 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用
 - (ハ) 架空電線路の経過地に構造物の建築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額
- ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

ニ 使用開始後 3 年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合は、新たに利用する部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

ホ (2) イ (ハ) の場合で、使用開始後 3 年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）とみなします。

ヘ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、かつ、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2 以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。

ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比でん分した金額または電力広域的運営推進機関業務規程に定める電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定された金額といたします。

71 受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合等で、これにともない、新たに受電用の計量器、その付属装置および区分装置を利用されるときは、当社は、その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

72 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を希望され、または契約受電電力もしくは振替送電サービス契約電力を増加され、これにともない、会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設する場合は、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

73 一般供給設備の工事費負担金

(1) 低圧または高圧で供給する場合

イ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない、新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに申し受けます。

区分	単位	金額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,000円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、イの無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次の算式により算定された値といたします。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{接続設備の工事こう長} - \left(\frac{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の工事こう長}} - 1 \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高圧で供給する場合

イ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない、新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに申し受けます。

(イ) 工事費

a 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新增加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	356円40銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	162円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	86円40銭

b 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新增加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	626円40銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	442円80銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	237円60銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

c スポットネットワーク方式により供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式により算定いたします。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新增加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$b \text{ の工事費単価} \times \{100\% + 20\% \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、契約者がそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行

して供給を受ける方式をいいます。

(ロ) 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	5,400円00銭
----------------------------	-----------

ロ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

(3) 20 (接続送電サービス) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この73 (一般供給設備の工事費負担金) の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

74 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

(1) 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続供給契約を変更される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない、当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

イ 契約者の希望によって、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額
なお、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (イ) 供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
 - (ロ) 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず、地中供給側接続設備を施設する場合
 - (ハ) 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合
- (二) その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

また、この場合も、73（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

□ 67（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(2) 20（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために20（接続送電サービス）を利用される場合、または供給地点において23（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない、当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、供給側接続設備に該当する範囲といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、67（専用供給設備）(2)によるものといたします。

75 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 供給地点における接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで契約者の希望によって当該供給地点への供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）または68（電流制限器の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
- (2) 47（託送供給等にともなう技術要件等）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

76 供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛けを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします

す。ただし、契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、79（臨時工事費）に準じて算定いたします。

なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。

イ 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）

ロ 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用

ハ 架空電線路の経過地に構造物の建築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額

(2) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 低圧で供給する場合で、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(1)イに該当し、かつ、その工事費を73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いた

します。

イ 鉄塔を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

(5) 特別高圧で供給する場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

(6) 74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、次によります。

イ 高圧で供給する場合

73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められる場合は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を73（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こ

う長に適用して工事費を算定いたします。

ロ 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、

(1)にかかわらず、73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)および
ロによって算定いたします。

なお、23（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、一般
供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工
事費は、73（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の
20パーセントを適用して算定いたします。

(7) 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの
金額にもとづいて算定することが適當と認められるとき ((3)および(6)イ
の場合を除きます。) は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額
にもとづいて算定いたします。

77 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手前に
申し受けます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合
は、工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手後に申し受
けることがあります。この場合、託送供給または発電量調整供給の開始日
までに申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものと
いたします。

イ 73（一般供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イ(イ)にもとづき算
定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備

のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 70 (受電地点への供給設備の工事費負担金) , 71 (受電用計量器等の工事費負担金) , 72 (会社間連系設備の工事費負担金) , 74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) (73 [一般供給設備の工事費負担金] (1)イまたは(2)イ(イ)にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。) および75 (供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金) にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）, 電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は、工事費負担金を申し受けた施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共に用する供給設備として利用することができます。

なお、当社が特別高圧で受電または供給し、かつ、その利用が供給設備

の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、当該受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

- (4) 当社は、70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共に供給設備として利用することができます。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

- (5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することができます。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事費用のうち無償費用に供給地点の

数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される73（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（80〔工事費負担金契約等の締結〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

78 記送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

(1) 記送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

当社が供給に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって接続供給または振替供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に設備の工事を行なわなかつた場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

当社が受電に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当

社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、実際に設備の工事を行なわなかつた場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

79 臨時工事費

(1) 21 (臨時接続送電サービス) によって当社が供給する場合で、需要者または発電者の電気設備を当社の供給設備と接続するにあたり、供給設備を利用期間が1年未満として施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として契約者から申し受けます。この場合は、73 (一般供給設備の工事費負担金)、74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) および75 (供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工事費負担金は申し受けません。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (3) 臨時工事費の精算は、77（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

80 工事費負担金契約等の締結

当社は、契約者または発電契約者との間で、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、託送供給または発電量調整供給の準備着手前に、工事費負担金または臨時工事費に関する必要な事項について、契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成し、工事費負担金または臨時工事費に関する契約を結びます。

IX 保 安

81 保安の責任

当社は、受電地点および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

82 保安等に対する発電者および需要者の協力等

(1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。

イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、

(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合に

は、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

- (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者または需要者と協議を行ないます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とされる電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を発電者または需要者に講じていただきます。

83 調査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
なお、需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるとときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

84 調査等の委託

- (1) 当社は、83（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

85 調査に対する需要者の協力

- (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、83（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

86 検査または工事の受託

- (1) 低压で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることができます。
- (3) 低压で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたし

ます。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

87 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 83 (調査)
- (2) 84 (調査等の委託)
- (3) 85 (調査に対する需要者の協力)
- (4) 86 (検査または工事の受託)

附 則

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで受電または供給することができます。この場合において、供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで受電または供給する場合に、また、60,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧70,000ボルトで受電または供給する場合に準ずるものといたします。

4 発電場所および需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 14（発電場所および需要場所）(1)に定める1構内、14（発電場所および需要場所）(1)イに定める1建物または14（発電場所および需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、口に定める特例設備を新たに使用する際に、口に定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいま

す。) の契約者または発電契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、14（発電場所および需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所等につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所等において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等の契約者または発電契約者から、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。

- (イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。
- (ロ) 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者の承諾をえていること。
- a 非特例区域等について、14（発電場所および需要場所）の規定に準じて発電場所または需要場所を定めること。

- b 当社が特例区域等における業務を実施するため、46（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- (八) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (二) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、46（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例設備は、次のものをいいます。
- (イ) 急速充電設備等
電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。
- (ロ) 認定発電設備等
電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。
- (2) 工事費の負担
- イ 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点

への供給設備を施設するときには、当社は、70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1), (2)または(4)の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、VIII（工事費の負担）の適用については、70（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものといたします。

□ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、73（一般供給設備の工事費負担金）または74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、VIII（工事費の負担）の適用については、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

5 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることができます。

(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等に従って揚水または蓄電および発電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、20（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c、(ハ)c、(二)c、(ホ)c、(八)c、(ト)c、ロ(イ)c、(ロ)c、(ハ)c、ハ(イ)

c , (ロ) c もしくは(ハ) c , または, 21 (臨時接続送電サービス) (3)イ(ロ) c , (ニ) c , ロ(ハ) もしくはハ(ハ)の適用にあたっては, 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上, イ(イ)または(ロ)により, 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め, 接続送電サービス契約電力, 接続送電サービス契約電流, 接続送電サービス契約容量, 臨時接続送電サービス契約電流, 臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお, 高圧または特別高圧で供給する場合で, 1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は, 20 (接続送電サービス) (5)ロにかかわらず, ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は, 次のとおりといたします。ただし, 接続供給課金対象電力の算定上, 10 アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率+その他最大電力等

(ロ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は, 次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率+その他接続供給電力量

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ そ の 他

(イ) 20（接続送電サービス）(3)イ(イ)aに該当する場合は、20（接続送電サービス）(3)イ(ロ)a、(ハ)aまたは(ニ)aにかかるらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ロ) 21（臨時接続送電サービス）(3)イ(イ)aに該当する場合は、21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ)aにかかるらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ハ)aに該当する場合は、21（臨時接続送電サービス）(3)イ(ニ)aにかかるらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、32（電力および電力量の算定）(16)、(24)および(25)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を

行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）
は、32（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）
は、32（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、66（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気、揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、31（計量）および附則7（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することができます。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

6 発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電場所、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電場所および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電場所は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

- (2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。
- (3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、54（契約の変更）(2)に準じて契約を変更していただくことがあります。
- (4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。
- (5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であつ

て化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 8 (契約の要件) (3)イは、適用いたしません。

ロ 発電量調整供給に係る料金は、19(料金)(2)にかかわらず、19(料金)(2)に定める料金およびホにより算定されるインバランスリスク料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料は申し受けません。

ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、27（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、27（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、27（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ27（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(イ) 30（料金の算定期間）

- (ロ) 34 (料金の算定)
- (ハ) 35 (支払義務の発生および支払期日)
- (ニ) 36 (料金その他の支払方法)
- (ホ) 37 (保証金)
- (ヘ) 51 (違約金)
- (ト) 58 (解約等)

ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

なお、契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、当該発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

また、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ トで定めた計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

リ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランス

ンググループ ((5)において、契約者が希望される場合を除きます。) に
係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る料金は、19 (料金) (2)にかかわらず、19 (料
金) (2)に定める料金および口により算定されるインバランスリスク料
といたします。

ロ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30
分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえ
られる金額のその1月の合計といたします。

ハ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものと
いたします。

(イ) 30 (料金の算定期間)

(ロ) 34 (料金の算定)

(ハ) 35 (支払義務の発生および支払期日)

(二) 36 (料金その他の支払方法)

(7) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する
特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電
量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該
バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該
バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に
占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい、特定契約
の料金の算定期間にごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値
とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電
バランスシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合
は、イの電力量の仕訳に係る順位を、39（託送供給等の実施）(3)ホに
準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知して
いただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算
定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バランスシンググループと同一計量する発電バランスシンググル
ープに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地
点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例
発電バランスシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差
し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(8) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものといたします。

7 受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

受電地点の電力量ならびに供給地点の電力量および最大需要電力等は、31
(計量) の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧
または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、受電地点の電
力量または供給地点の電力量もしくは最大需要電力等は、計量された受電地
点の電力量または供給地点の電力量もしくは最大需要電力等を受電電圧また
は供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によっ
て修正したものといたします。

8 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低压で供給する場合で、30分ごとに計量することができない計量器（以

下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金に変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ、20（接続送電サービス）(2)イ(ロ)もしくは(ハ)または21（臨時接続送電サービス）(2)イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数

にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じてえた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金に変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が20（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、20（接続送電サービス）(2)イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって接続送電サービス契約電力を定めることができます。

(2) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

9 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合の特別措置

(1) 1発電場所において、調整電源に該当する発電設備が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、32（電力および電力量の算定）(2)イおよび(23)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、32（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点における

るその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2) 1発電場所において、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備を異なる発電ランシンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電ランシンググループごとに定めます。この場合、32（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

10 損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、40（受電および供給の中止）または41（給電指令の実施）によって発電者の発電を調整し、もしくは中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、52（損害賠償の免責）(2)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものいたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

11 みなし小売電気事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第2条において、改正後の

電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされた小売電気事業者における需要抑制量調整供給に係る取扱いは、この約款における契約者とみなしで取り扱います。

別 表

別 表

1 休 日 等

この約款において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日, 1月の第2月曜日, 2月11日, 4月29日, 5月3日, 5月4日, 5月5日, 7月の第3月曜日, 8月11日, 9月の第3月曜日, 10月の第2月曜日, 11月3日, 11月23日および12月23日
- (3) 各年ごとに定める次の日

平成29年	9月23日
平成30年	3月21日, 9月23日
平成31年	3月21日, 9月23日
平成32年	3月20日, 9月22日
平成33年	3月20日, 9月23日
平成34年	3月21日, 9月23日
平成35年	3月21日, 9月23日
平成36年	3月20日, 9月22日
平成37年	3月20日, 9月23日
平成38年	3月20日, 9月22日, 9月23日
平成39年	3月21日, 9月23日
平成40年	3月20日, 9月22日
平成41年	3月20日, 9月23日

- (4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日
- (5) 1月2日, 1月3日, 4月30日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および

12月31日

2 契約設備電力の算定

(1) 契約設備電力は、原則として、電流を制限する機能を有する計量器により制限される電流、電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ 電流を制限する機能を有する計量器による場合

$$\text{入力} \quad (\text{キロボルトアンペア}) = \frac{\text{制限される電流}}{(\text{アンペア})} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力} \quad (\text{キロボルトアンペア}) = \frac{\text{電流制限器の定格電流}}{(\text{アンペア})} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ 主開閉器による場合

別表4（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

3 近接性評価地域および近接性評価割引額の算定

(1) 近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都道府県	市町村
愛知県	豊橋市, 一宮市, 濑戸市, 半田市, 春日井市, 豊川市, 津島市, 刈谷市, 安城市, 西尾市, 蒲郡市, 犬山市, 常滑市, 江南市, 小牧市, 稲沢市, 東海市, 大府市, 知立市, 尾張旭市, 高浜市, 岩倉市, 豊明市, 日進市, 田原市, 愛西市, 清須市, 北名古屋市, 弥富市, みよし市, あま市, 長久手市, 東郷町, 豊山町, 大口町, 扶桑町, 大治町, 蟹江町, 飛島村, 阿久比町, 東浦町, 南知多町, 美浜町, 幸田町
静岡県	静岡市, 浜松市, 富士市, 磐田市, 燃津市, 掛川市, 藤枝市, 袋井市, 湖西市, 御前崎市, 菊川市, 牧之原市, 吉田町
三重県	四日市市, 伊勢市, 桑名市, 鈴鹿市, 亀山市, いなべ市, 木曽岬町, 東員町, 朝日町, 玉城町
岐阜県	岐阜市, 多治見市, 羽島市, 土岐市, 各務原市, 瑞穂市, 岐南町, 笠松町, 輪之内町, 安八町, 北方町, 坂祝町, 富加町
長野県	岡谷市, 諏訪市, 中野市, 千曲市, 南箕輪村, 坂城町

なお、近接性評価地域および近接性評価割引単価については、原則として、この約款実施から4年後に見直しを行なうものといたします。ただし、新たな発電設備の連系等明らかに系統の潮流の変化が生ずるなど、4年を経過せずに見直しを行なう合理的な理由がある場合には、4年を経過せずに見直しを行なうことがあります。

(2) 近接性評価割引額の算定

イ 近接性評価割引単価

近接性評価割引単価は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	62銭
	受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	31銭
	受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	16銭

□ 近接性評価割引電力量

(イ) 近接性評価割引電力量は、次のaおよびbにもとづき算定した発電バランシンググループごとの電力量を30分ごとに合計したものとし、近接性評価割引単価の区分ごとに算定いたします。

a 発電バランシンググループごとの電力量は、30分ごとに次の算式により算定いたします。

$$\text{当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量} \times \frac{\text{当該発電バランシンググループに係る発電契約者から調達する電力量の計画値}}{\text{当該発電バランシンググループに係る発電契約者が販売する電力量の計画値の合計値}}$$

b 発電バランシンググループの発電量調整受電電力量が、当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量を上回る場合、当該発電バランシンググループに係るaの電力量の算定上、その30分の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量は、次の算式により算定された値といたします。

$$\text{当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量の実績値} \times \frac{\text{当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量}}{\text{当該発電バランシンググループの発電量調整受電電力量}}$$

(ロ) 契約者が調達する電力量が接続対象計画電力量を上回る場合、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$(イ) \text{によって近接性評価割引電力量として算定された値} \times \frac{\text{接続対象計画電力量}}{\text{契約者が調達する電力量}}$$

(ハ) 接続対象電力量が接続対象計画電力量を下回る場合は、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ)および(ロ)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\frac{(イ) \text{および(ロ)によって近接性評価割引電力量として算定された値}}{\text{接続対象電力量}} \times \frac{\text{接続対象電力量}}{\text{接続対象計画電力量}}$$

ハ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、近接性評価割引単価の区分ごとに30分ごとの近接性評価割引電力量のその1月（毎月1日から当該月の末日までといたします。）の合計値にイに定める単価を適用して算定された金額の合計といたします。

4 契約電力および契約容量の算定方法

20（接続送電サービス）(2)イ(ロ)bもしくは(ハ)または21（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ)b(b)もしくは(ロ)bの場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高効率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125パーセント
低効率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200パーセント	

口 ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

二 水銀灯

出力(ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット) 出力 (ワット) ×133.0パーセント	
	入力 (ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35以下	—	160		
45以下	—	180		
65以下	—	230		
100以下	250	350		
200以下	400	550		
400以下	600	850		
550以下	900	1,200		
750以下	1,000	1,400		

口 3相誘導電動機

	換算容量 (入力 [キロワット])
馬 力 表 示 の も の	出力 (馬 力) × 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力 (キロワット) ×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルト ピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
蓄電器放電式 診察用装置	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 平均力率の算定式

平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

なお、有効電力量および無効電力量の計量は、31(計量)の記録型計量器により行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均力率の算定において、

$\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものと

いたします。

7 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に
もとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

8 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表12（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認め

られる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（約定がない場合は零とみなします。）

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、連系線を利用した販売分または調達分が連系線利用計画と一致しない場合

連系線利用計画の値（連系線利用計画が通知されなかった場合には零とみなします。）

ハ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イおよびロ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以

下「みなし発電計画」といいます。)。

この場合の発電バランスシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\frac{\text{みなし発電計画の値}}{\text{ごとの発電計画}} = \frac{\text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における}}{\text{ごとの発電計画の値}}}{\frac{\text{当日計画の通知の期限}}{\text{における発電計画の値}}}$$

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表10（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（約定がない場合は零とみなします。）

ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、連系線を利用した販売分または調達分が連系線利用計画と一致しない場合

連系線利用計画の値（連系線利用計画が通知されなかった場合には零とみなします。）

ハ 契約者が通知した調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画が一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいづれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表13（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

(イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所に

おける約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（約定がない場合は零とみなします。）

(ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、連系線を利用した販売分または調達分が連系線利用計画と一致しない場合

連系線利用計画の値（連系線利用計画が通知されなかった場合には零とみなします。）

(ハ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画が一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の(イ)または(ロ)に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となるときの32（電力および電力量の算定）(18)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたし

ます。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランスシンググループを設定される場合の需要抑制バランスシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\frac{\text{需要抑制バランスシンググループ}}{\text{ごとのみなし需要抑制計画}} = \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランスシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

9 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、34（料金の算定）

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20ワット×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	40ワット×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	60ワット×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	100ワット×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備1機器につき	20キロワット時	
電灯臨時定額接続送電サービス		契約灯個数×40キロワット時	
動力臨時定額接続送電サービス		契約電力×200時間	

□ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使 用 時 間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使 用 時 間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\frac{\text{前3月間の料金の}}{\text{算定期間の日数}}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\frac{\text{取替後の計量器によって}}{\text{計量された期間の日数}}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、66（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

- (イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月
 - (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
- (4) 振替供給電力量および発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

10 需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
需 要 想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	日ごとの接続対象電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの接続対象電力量	
通知の内容	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	日ごとの接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)			—

(注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していく場合があります。

11 連系線利用計画

連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間		長期計画 (第3年度か ら第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	調整用	毎年 1月15日 午後5時	毎年 12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時	—	—	—
	空容量 算出用	毎年 3月10日 午後5時	毎年 3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週火曜日 午後5時	毎日 午前12時	原則として 30分ごとの 実需給の開始時刻の1 時間前
通知の内容	振替供 給の場合	各年度の振 替受電電力 (中継振替 の場合に限 ります。) の最大値お よび振替供 給電力の最 大値	日ごとの昼 間帯、夜間 帯の振替受 電電力(中 継振替の場 合に限ります。) の最 大値お よび 振替供給電 力の最 大値	日ごとの昼 間帯、夜間 帯の振替受 電電力(中 継振替の場 合に限ります。) の最 大値お よび 振替供給電 力の最 大値	30分ごとの振替受電電力量(中継振替の 場合に限ります。) および30分ごとの振 替供給電力量		
	会社間 連系点を受電 地点と する接 続供給 の場合	各年度の接 続受電電力 の最 大値	日ごとの昼 間帯、夜間 帯の接続受 電電力の最 大値	日ごとの昼 間帯、夜間 帯の接続受 電電力の最 大値	30分ごとの接続受電電力量		

(注1) 連系線利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。

(注4) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

12 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	日ごとの発電量調整受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの発電量調整受電電力量
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	日ごとの発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値
	発電設備の停止計画	作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な項目	—	—	計画外作業 計画作業の変更分

(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

(注4) 計画外作業および計画作業の変更分については、発生の都度、すみやかに提出していただきます。

(注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

13 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	日ごとの需要抑制量調整受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	日ごとの需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの値

(注1) 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していく場合があります。

14 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)			0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	60ヘルツ	40	50	75	100
		50ヘルツ	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	60ヘルツ	20	20	30	40
		50ヘルツ	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(2) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(3) その他

(1) および(2)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

託送供給等約款(別冊)

[接続技術要件・標準設計基準]

託送供給等約款(別冊)

[接続技術要件・標準設計基準]

目 次

別冊 1	低压接続技術要件	1
別冊 2	高压接続技術要件	8
別冊 3	特別高压接続技術要件	23
別冊 4	標準設計基準	40

別冊 1 低圧接続技術要件

別 冊 1

低圧接続技術要件

I 総 則

1 目 的

この低圧接続技術要件は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、電気工作物を当社電力系統（以下この低圧接続技術要件において、「系統」といいます。）に接続するために必要となる技術要件を定めたものです。

2 適用の範囲

この低圧接続技術要件は、契約者、発電契約者、発電者および需要者（以下この低圧接続技術要件において、「接続者」といいます。）の発電設備を当社の低圧電線路に接続する場合に適用いたします。

II 発電設備の接続

3 発電設備の種類

系統に連系する発電者の発電設備は、逆変換装置を用いた発電設備に限ります。

4 電気方式、電圧および周波数

発電設備の電気方式、電圧および周波数は、構内低压線（単相3線式に限ります。）の中性線を基準とする各相の電圧の異常な上昇を検出し、発電設備（単相2線式であって、中性線以外の相に接続するものに限ります。）を停止または解列することができる場合を除き、接続する系統の電気方式、電圧および周波数にあわせていただきます。

5 保護協調

発電設備の故障または系統の故障時に、故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお、基本的な考え方は、次によります。

- (1) 発電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 接続された系統に故障が発生した場合は、当該系統から発電設備が解列されること。
- (3) 上位系統故障時等により当該系統が停電した場合は、発電設備が解列され、単独運転または逆充電の状態が生じないこと。
- (4) 接続された系統の故障時の再閉路時に、発電設備が当該系統から解列されていること。

(5) 接続された系統以外の故障時には、発電設備は解列されないこと。

6 保護装置の設置

(1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

(2) 接続された系統の短絡故障時の保護のため、発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。

(3) 接続された系統の高低圧混触事故時の保護のため、高低圧混触事故を高速に検出し解列することのできる単独運転検出装置を設置していただきます。

(4) 単独運転を防止するため、過電圧継電器、不足電圧継電器、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただくとともに、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ 1 方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置していただきます。

7 保護継電器の設置場所

保護継電器は、受電点または発電設備の出力端や、受電点と発電設備との

間の連絡線など、故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

8 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としています。

- (1) 機械的な開閉箇所 2 箇所
- (2) 機械的な開閉箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック

9 保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 過電圧継電器は、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式および 3 相 3 線式においては 2 相設置としていただきます。
- (2) 周波数上昇継電器および周波数低下継電器については、1 相設置としていただきます。
- (3) 不足電圧継電器は、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式においては 2 相、3 相 3 線式においては 3 相設置としていただきます。

10 直流流出防止

逆変換装置から直流が系統へ流出するのを防止するため、逆変換装置の交流出力側に直流流出防止変圧器を設置していただきます。ただし、次の条件を共に満たす場合は省略することができます。

- (1) 逆変換装置の直流回路が非接地または高周波変圧器を用いる場合
- (2) 逆変換装置の交流出力側に直流検出器を備え、直流検出時に交流出力を停止する機能を持たせる場合

11 過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相 3 線式の系統に発電設備を連系する場合で、負荷の不均衡により中性線に最大電流が生ずるおそれがあるときには、発電設備および負荷設備の接

続点より系統側の構内の電線路に、3極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

12 力 率

発電者の受電地点における力率は、原則として85パーセント以上とするとともに、電圧上昇を防止するために、系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

13 電圧変動

(1) 発電設備からの逆潮流により、標準電圧100ボルトまたは200ボルトで系統から電気を供給する他の場所において、標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下6ボルトをこえない値を、標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトをこえない値を逸脱するおそれがある場合は、自動的に電圧を調整する対策を講じていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

(2) 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期がとれる機能を有するものを用いていただきます。

(3) 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が適正值を逸脱するおそれがあるときは、限流リクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

(4) 発電設備の出力変動、頻繁な並解列等による電圧変動により他者に影響を及ぼすおそれがある場合は、電圧変動を抑制する対策を講じていただき

ます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

14 発電設備の高調波

逆変換装置を用いた発電設備を接続する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント以下かつ各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

15 短絡容量

発電設備の接続により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、限流リアクトル等の短絡電流を制限する装置を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の短絡容量対策が必要となります。

16 不要解列の防止

発電設備は、接続された系統以外の事故時には原則として解列されないようにしていただくとともに、系統から解列する場合には、過渡的な電圧変動による当該発電設備の不要なしゃ断を回避できる時間で行なうようにしていただきます。

17 発電出力の制限

逆潮流がある場合は、当社の求めに応じて、発電出力の制限または中止を行なうために必要な機器の設置その他必要な措置を講じていただきます。

18 そ の 他

接続する系統によっては、保護継電器の整定値を当社から指定することがあります。

別冊2 高圧接続技術要件

別 冊 2

高 壓 接 続 技 術 要 件

I 総 則

1 目 的

この高圧接続技術要件は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、電気工作物を当社電力系統（以下この高圧接続技術要件において、「系統」といいます。）に接続するためには必要となる技術要件を定めたものです。

2 適用の範囲

この高圧接続技術要件は、契約者、発電契約者、発電者および需要者（以下この高圧接続技術要件において、「接続者」といいます。）の発電設備、受電設備および負荷設備を当社の高圧電線路に接続する場合に適用いたします。

II 発電設備の接続

3 電気方式、電圧および周波数

発電設備の電気方式、電圧および周波数は、次の場合を除き、接続する系統の電気方式、電圧および周波数にあわせていただきます。

- (1) 発電設備の出力容量が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さく、各相間の負荷が平衡を欠くことによる影響が実態上問題とならない場合
- (2) 構内低圧線（単相3線式に限ります。）の中性線を基準とする各相の電圧の異常な上昇を検出し、発電設備（単相2線式であって、中性線以外の相に接続するものに限ります。）を停止または解列することができる場合

4 保護協調

発電設備の故障または系統の故障時に、故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお、基本的な考え方は、次によります。

- (1) 発電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 接続された系統に故障が発生した場合は、当該系統から発電設備が解列されること。
- (3) 上位系統故障時等により当該系統の電源が喪失した場合は、発電設備が解列され、単独運転が生じないこと。
- (4) 接続された系統の故障時の再閉路時に、発電設備が当該系統から解列されていること。

- (5) 接続された系統以外の故障時には、発電設備は解列されないこと。
- (6) 接続された系統から発電設備が解列される場合は、逆電力継電器、不足電力継電器等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要な解列を回避できる時限で行なうこと。

5 保護装置の設置

- (1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

- (2) 系統の短絡故障時の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 同期発電機を用いる場合は、接続された系統の短絡故障を検出し、かつ、解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。

ロ 誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合は、接続された系統の短絡故障時に発電機電圧の異常低下を検出し、かつ、解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。

- (3) 系統の地絡故障時の保護のため、地絡過電圧継電器を設置していただきます。ただし、次のイまたはロのいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略することができます。

なお、系統に接続した後に、構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などの状況変化により、イまたはロのいずれも満たさなくなった場合は、地絡過電圧継電器を設置していただくことがあります。

イ 発電設備引出口にある地絡過電圧継電器により接続された系統の地絡故障が検知できる場合

ロ 構内低圧線に接続する逆変換装置を用いた発電設備の出力容量が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能を有する装置等により高速に単独運転を検出し、発電設備を停止または解列することができる場合

(4) 系統への逆潮流がある場合は、単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただくとともに、転送しや断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置していただきます。ただし、変電所に至る専用供給設備に当該接続者のみが接続する場合は、周波数上昇継電器を省略することができます。

イ 系統のインピーダンスや負荷の状態等を考慮し、必要な時間内に確実に検出できること。

ロ 頻繁な不要解列を生じさせない検出感度であること。

ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないものであること。

(5) 系統への逆潮流がない場合は、単独運転を防止するため、逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし、変電所に至る専用供給設備に当該接続者のみが接続する場合で、逆電力継電器により高速に検出および保護できるときは、周波数低下継電器は省略することができます。

なお、構内低圧線に接続する逆変換装置を用いた発電設備において、その出力容量が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さい場合等系統への影響が問題とならない場合で、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ 1 方式以上を含むものに限ります。）を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備が停止または解列されるときは、逆電力継電器を省略することができます。

6 保護継電器の設置場所

保護継電器は、接続用しや断器の系統側または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

7 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

- (1) 接続用しや断器
- (2) 発電設備出力端しや断器
- (3) 発電設備連絡用しや断器
- (4) 母線連絡用しや断器

8 保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 地絡過電圧継電器は零相回路設置とし、過電圧継電器、周波数低下継電器、周波数上昇継電器および逆電力継電器は 1 相設置としていただきます。
- (2) 不足電力継電器は、2 相設置としていただきます。
- (3) 短絡方向継電器は、3 相設置としていただきます。ただし、接続された系統と協調がとれる場合は、2 相設置とすることができます。

(4) 不足電圧継電器は、3相設置としていただきます。ただし、同期発電機を接続する場合で、短絡方向継電器と協調がとれるときは、この限りではありません。

9 自動負荷制限

発電設備の脱落等により当社の供給設備が過負荷となるおそれがある場合は、当該発電設備が設置される場所の負荷を自動的に制限する対策を講じていただきます。

10 再閉路時の故障防止

変電所の線路無電圧確認装置により再閉路時の故障を防止する場合、または変電所に至る専用供給設備に当該接続者のみが接続する場合で発電設備が接続された系統の自動再閉路を必要としないときを除き、次のいずれかの措置（(4)は系統への逆潮流がない場合に限ります。）を講じていただきます。

- (1) 転送しや断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置の設置（この場合、それぞれが別のしや断器により発電設備を解列することができるようにしていただきます。）
- (2) 2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限ります。）を有する装置の設置（この場合、それぞれが別のしや断器により発電設備を解列することができるようにしていただきます。）
- (3) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力継電器の設置（この場合、それぞれが別のしや断器により発電設備を解列することができるようにしていただきます。）
- (4) 系統との接続に係る保護継電器、計器用変流器、計器用変圧器、しや断

器および制御用電源配線の2系列化（この場合、互いにバックアップ可能なシーケンスとしていただきます。）

11 逆潮流の制限

系統への逆潮流がある場合で、発電設備を接続する変電所のバンクにおいて逆潮流が生ずるおそれがあるときは、系統への逆潮流を制限していただきます。ただし、当該配電用変電所に保護装置を施設する等、技術的に適当な方法により系統運用や保護協調の対策を実施する場合はこの限りではありません。

12 力 率

発電者の受電地点における力率は、原則として85パーセント以上とともに、電圧上昇を防止するために、系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

13 電圧変動

(1) 発電設備の脱落等により、標準電圧100ボルトまたは200ボルトで系統から電気を供給する他の場所において、標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下6ボルトをこえない値を、標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトをこえない値を逸脱するおそれがある場合は、自動的に負荷を制限する対策を講じていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

(2) 発電設備からの逆潮流により、標準電圧100ボルトまたは200ボルトで系統から電気を供給する他の場所において、標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下6ボルトをこえない値を、標準電圧200ボ

ルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトをこえない値を逸脱するおそれがある場合は、自動的に電圧を調整する対策を講じていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

(3) 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とともに、自動同期検定装置を設置していただきます。

(4) 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、同期発電機を用いていただきます。

(5) 二次励磁発電機または自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期がとれる機能を有するものを用いていただきます。

(6) 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

(7) 発電設備の出力変動、頻繁な並解列等による電圧変動により他者に影響を及ぼすおそれがある場合は、電圧変動を抑制する対策を講じていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

14 発電設備の高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備を接続する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント以下かつ各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

15 短絡容量

発電設備の接続により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、限流リアクトル等の短絡電流を制限する装置を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の短絡容量対策が必要となります。

16 線路無電圧確認装置の設置

発電設備を接続する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、原則として、当該変電所の引出口等に線路無電圧確認装置を設置させていただきます。

なお、この場合は、その費用を発電者側に負担していただきます。

17 不要解列の防止

発電設備は、接続された系統以外の事故時には原則として解列されないようになるとともに、接続された系統から解列される場合には、自動再閉路時間より短い時間かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要なしや断を回避できる时限で行なっていただきます。

18 発電出力の制限

逆潮流がある場合は、当社の求めに応じて、発電出力の制限または中止を行なうために必要な機器の設置その他必要な措置を講じていただきます。

19 その他の

(1) 保護継電器の整定値

接続する系統によっては、保護継電器の整定値を当社から指定することがあります。

(2) 発電設備解列時の取扱い

発電設備等の異常、系統の異常等により発電設備が系統から解列した場合には、すみやかに当社に連絡していただきます。この場合、当社から系統が再並列可能である旨をお知らせするまでの間、再並列せずに解列状態を保持していただきます。

(3) 配電線切替時の取扱い

配電線切替等により発電設備の解列が必要となる場合には、当社からの連絡にしたがい発電設備を解列していただきます。この場合、当社から系統が再並列可能である旨をお知らせするまでの間、再並列せずに解列状態を保持していただきます。

III 受電設備の接続

20 受電設備の保護協調

受電設備の異常または故障に対する影響を接続された系統へ波及させないために、受電設備を当該系統からしゃ断していただきます。

21 受電設備の保護装置の設置

受電設備の短絡または地絡故障時の保護装置として、過電流しや断器および地絡しや断装置を設置していただきます。

22 しゃ断箇所

(1) 受電地点または供給地点の受電設備側電路には、受電地点または供給地点に近い箇所に主しや断装置（定格しや断電流12.5キロアンペア以上の機器を標準として選定していただきます。）を施設していただきます。

(2) 受電地点または供給地点には、地絡しや断装置を施設していただきます。ただし、受電地点または供給地点に近い箇所に地絡しや断装置を施設する場合で、受電設備の地絡故障による影響が接続された系統へ波及するおそれがないときは、この限りではありません。

23 中性点接地

中性点は、非接地としていただきます。ただし、系統の地絡故障時の保護に影響を及ぼすおそれがない場合は、この限りではありません。

IV 負荷設備の接続

24 受電地点および供給地点の電圧変動

受電地点および供給地点の電圧変動により、接続者に操業上支障が生ずるおそれがある場合は、必要に応じて、負荷時タップ切替変圧器または負荷時電圧調整器の設置等の対策を講じていただきます。

25 電圧フリッカおよび電圧変動

系統内の電圧に擾乱を与え他者に支障を及ぼすおそれがある負荷を使用する場合は、電圧フリッカおよび電圧変動を抑制する装置を設置していただきます。

26 瞬時電圧低下

落雷等による瞬時的な系統電圧の低下により、負荷設備が影響を受ける場合は、必要に応じて、負荷制御方法の改善、無停電電源装置または瞬時電圧補償装置の設置等の対策を講じていただきます。

27 進相用コンデンサの運用

進相用コンデンサは、次のとおり設置および運用していただきます。

- (1) 夜間および休日等の軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。
- (3) (1)および(2)の対策が実施できるように、原則として、進相用コンデンサの適当な容量ごとに開閉器を設置していただきます。

28 高 調 波

接続者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため、次の項目を遵守していただきます。

(1) 高調波流出電流の算出

高調波発生機器（300ボルト以下で使用する定格電流が1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器〔家電・汎用品〕を除きます。以下同じとします。）の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下この高压接続技術要件において、「等価容量」といいます。）の合計が50キロボルトアンペアをこえる接続者（以下この高压接続技術要件において、「対象者」といいます。）が高調波発生機器を新設、増設または更新する等の場合は、次により高調波流出電流を算出させていただきます。

なお、設備の新增設等により、新たに対象者となる場合も次により高調波流出電流を算出させていただきます。

イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼動率を乗じたものといたします。

ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ 対象とする高調波の次数は、40次以下といたします。

ニ 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

(2) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、第1表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に、系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。

第1表 1キロワット当たりの高調波流出電流上限値（ミリアンペア）

5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(3) 高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)で算出された高調波流出電流が(2)の高調波流出電流の上限値をこえる場合は、必要に応じて、高調波流出電流が高調波流出電流の上限値以下となるような対策を講じていただきます。

V 連絡体制等

29 連絡体制

発電設備を接続する接続者と当社の配電設備を管理する事業場等との間に
は、保安通信用電話設備を設置するものといたします。

なお、保安通信用電話設備は次のいずれかとし、接続者と当社との協議に
よって定めます。

- (1) 専用保安通信用電話設備
- (2) 電気通信事業者の専用回線電話
- (3) 次の条件をすべて満たす場合の一般加入電話等

イ 接続者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機
を介する代表番号方式ではなく、直接技術員所在箇所へつながる単番方
式）で、発電設備などの保守監視場所に常時設置されていること。

ロ 話中の場合に割込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ 停電時においても通話可能であること。

ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合、当社と連絡が取れるま
での間、発電設備を系統から解列または発電設備の運転を停止するよ
う、保安規程に明記すること。

30 情報提供

当社の給電制御所等に系統運用上必要なテレメータ情報等を提供していた
だきます。

別冊3 特別高圧接続技術要件

別 冊 3

特 別 高 壓 接 続 技 術 要 件

I 総 則

1 目 的

この特別高圧接続技術要件は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、電気工作物を当社電力系統（以下この特別高圧接続技術要件において、「系統」といいます。）に接続するために必要となる技術要件を定めたものです。

2 適用の範囲

この特別高圧接続技術要件は、契約者、発電契約者、発電者および需要者（以下この特別高圧接続技術要件において、「接続者」といいます。）の発電設備、受電設備および負荷設備を当社の特別高圧電線路に接続する場合に適用いたします。ただし、スポットネットワーク等当社が指定する特別高圧電線路に接続する場合は、別途協議させていただきます。

II 発電設備の接続

3 電気方式および電圧

発電設備の電気方式および電圧は、次の場合を除き、接続する系統の電気方式および電圧にあわせていただきます。

- (1) 発電設備の出力容量が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さく、各相間の負荷が平衡を欠くことによる影響が実態上問題とならない場合
- (2) 構内低圧線（単相3線式に限ります。）の中性線を基準とする各相の電圧の異常な上昇を検出し、発電設備（単相2線式であって、中性線以外の相に接続するものに限ります。）を停止または解列することができる場合

4 保護協調

発電設備の故障または系統の故障時に、故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお、基本的な考え方は、次によります。

- (1) 発電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 接続された系統に故障が発生した場合には、原則として当該系統から発電設備を解列すること。
- (3) 上位系統故障時等により当該系統の電源が喪失した場合で、単独運転が認められないときには、発電設備が解列され、単独運転が生じないこと。
- (4) 接続された系統の故障時の再閉路時に、原則として発電設備が当該系統から解列されていること。

- (5) 接続された系統以外の故障時には、原則として発電設備は解列されないこと。
- (6) 接続された系統から発電設備が解列される場合は、逆電力継電器、不足電力継電器等による解列を、自動再閉路時間より短い时限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要な解列を回避できる时限で行なうこと。

5 保護装置の設置

- (1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

- (2) 系統の短絡故障時の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 同期発電機を用いる場合は、接続された系統の短絡故障を検出し、かつ、解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。

なお、当該継電器が有効に機能しない場合は、短絡方向距離継電装置または電流差動継電装置を用いていただきます。

ロ 誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合は、接続された系統の短絡故障時に発電機電圧の異常低下を検出し、かつ、解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。

(3) 系統の地絡故障時の保護のための保護継電器等の設置は、次によります。

イ 接続する系統が中性点直接接地方式の場合は、電流差動継電装置を設置していただきます。

ロ 接続する系統が中性点直接接地方式以外の方式の場合は、地絡過電圧継電器を設置していただきます。ただし、当該継電器が有効に機能しない場合は、地絡方向継電装置または電流差動継電装置を用いていただきます。また、次の(イ), (ロ)または(ハ)のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略することができます。

なお、系統に接続した後に、構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などの状況変化により、(イ), (ロ)または(ハ)のいずれも満たさなくなつた場合は、地絡過電圧継電器を設置していただくことがあります。

(イ) 発電設備引出口にある地絡過電圧継電器により、接続された系統の地絡故障が検知できる場合

(ロ) 発電設備の出力が構内の負荷より小さく周波数低下継電器により高速に単独運転を検出し、かつ、解列することができる場合

(ハ) 逆電力継電器、不足電力継電器または受動的方式の単独運転検出機能を有する装置により高速に単独運転を検出し、かつ、解列することができる場合

(4) 系統への逆潮流がある場合は、適正な電圧または周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器、または転送しや断装置を設置していただきます。ただし、とくに必要となる場合には、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置するとともに、転送しや断装置を設置していただきます。

なお、周波数上昇継電器および周波数低下継電器の特性が電圧変化で影響を受ける場合は、必要に応じて受電地点の電圧が検出可能な不足電圧継電器と組み合わせて使用していただきます。

- (5) 系統への逆潮流がない場合は、単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし、発電設備の出力容量が系統の負荷と均衡する場合で、周波数上昇継電器または周波数低下継電器により検出および保護ができないおそれがあるときは、逆電力継電器を設置していただきます。
- (6) 発電設備の脱調により系統安定に支障を及ぼすおそれがある場合は、発電設備が脱調したときに系統からすみやかに解列することのできる脱調分離継電装置を発電場所に設置していただくことがあります。

6 保護継電器の設置場所

保護継電器は、接続用しや断器の系統側または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

7 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。ただし、系統故障を直接検出しない方式の場合および11（周波数）に示した連続運転可能周波数内で連続運転ができない場合は、原則として、接続用しや断器を解列箇所としていただきます。

- (1) 接続用しや断器
- (2) 発電設備出力端しや断器
- (3) 発電設備連絡用しや断器
- (4) 母線連絡用しや断器

8 保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 地絡過電圧継電器、地絡方向継電装置および地絡用電流差動継電装置は零相回路設置とし、過電圧継電器、周波数低下継電器、周波数上昇継電器および逆電力継電器は1相設置としていただきます。
- (2) 不足電力継電器は、2相設置としていただきます。
- (3) 短絡方向継電器、不足電圧継電器、短絡地絡兼用電流差動継電装置、短絡用電流差動継電装置および短絡方向距離継電装置は3相設置としていただきます。

9 発電抑制および自動負荷制限

- (1) 系統の故障等により当社の供給設備が過負荷となるおそれがある場合、または系統の安定度や周波数が維持できない場合は、発電抑制または発電設備の解列をしていただくことがあります。
なお、必要に応じて、発電設備を自動的に解列する装置を設置していました。

- (2) 発電設備の脱落等により当社の供給設備が過負荷となるおそれがある場合は、当該発電設備が設置される場所の負荷を自動的に制限する対策を講じていただることがあります。

10 線路無電圧確認装置の設置

発電設備を接続する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、原則として、当該変電所の引出口等に線路無電圧確認装置を設置させていただきます。

なお、この場合は、その費用を発電者側に負担していただきます。

11 周 波 数

発電設備の連続運転可能周波数は、原則として、58.5ヘルツから60.5ヘルツまでとしていただきます。

12 力 率

発電者の発電設備の定格力率は、原則として90パーセントとし、その無効電力調整範囲は系統電圧を適切に維持できるように、系統側からみて遅れ90パーセントから進み95パーセントまでとしていただきます。

なお、運転力率については、13（電圧変動）によります。

13 電 圧 変 動

(1) 発電設備の接続により常時の受電地点の電圧変動幅が2パーセントを逸脱するおそれがある場合は、自動的に電圧を調整していただきます。

なお、発電者の発電設備には、原則として自動力率調整装置を設置していただきます。この場合、運転力率の設定は当社との協議によります。

(2) 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とともに、自動同期検定装置を設置していただきます。

(3) 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により常時の受電地点の電圧変動幅が2パーセントを逸脱するおそれがあるときは、限流リクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、同期発電機を用いていただきます。

(4) 二次励磁発電機または自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期がとれる機能を有するものを用いていただきます。

(5) 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により常時
の受電地点の電圧変動幅が 2 パーセントを逸脱するおそれがあるときは、
限流リアクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、自励式の逆変換装置を用いてい
ただきます。

14 発電設備の高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発
電設備を接続する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高
調波流出電流を総合電流歪率 5 パーセント以下かつ各次電流歪率 3 パーセン
ト以下としていただきます。

15 短絡容量

発電設備の接続により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を
上回るおそれがある場合は、限流リアクトル等の短絡電流を制限する装置を
設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の短絡容量対策が必要とな
ります。

16 発電機運転制御装置の設置

系統安定化のため、運転制御が必要な場合は、必要な発電機運転制御装置
を設置していただきます。

17 発電機定数

接続する系統によっては、発電設備の安定運転や短絡容量増加の抑制等の
ために、同期リアクタンス等の値を当社から指定することがあります。

18 不要解列の防止

発電設備は、接続された系統以外の事故時には原則として解列されないよ

うにするとともに、接続された系統から解列される場合には、自動再閉路時間より短い時間かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要なしや断を回避できる时限で行なっていただきます。

19 発電出力の制限

逆潮流がある場合は、当社の求めに応じて、発電出力の制限または中止を行なうために必要な機器の設置その他必要な措置を講じていただきます。

III 受電設備の接続

20 受電設備の保護協調

受電設備の故障または系統の故障時に、故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお、基本的な考え方は、次によります。

- (1) 受電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、受電設備を当該系統からしや断すること。
- (2) 接続された系統に故障が発生した場合で、系統保護方式に応じて必要があるときには、当該系統から受電設備がしや断されること。
- (3) 接続された系統以外の故障時には、原則として受電設備はしや断されないこと。

21 受電設備の保護装置の設置

- (1) 受電設備が故障した場合の系統の保護および構内設備の保護のための保護継電器の設置は、次によります。
 - イ 受電設備の短絡または地絡故障時の保護継電器として、瞬時要素付過電流継電器（または高速度過電流継電器および限時過電流継電器）ならびに地絡過電流継電器を設置していただきます。
 - ロ 変圧器のインピーダンスが小さくイの過電流継電器では系統側保護装置と協調が困難な場合、または、系統安定上高速に受電設備をしや断する必要がある場合は、比率差動継電器等を設置していただきます。
- (2) 変圧器の内部故障、変圧器の1次側または2次側故障および変圧器の過負荷保護のため、比率差動継電器、瞬時要素付過電流継電器（または高速

度過電流継電器および限時過電流継電器) 等を設置していただきます。

- (3) 系統故障時の送電線保護装置が必要となる場合は、接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

22 受電設備の保護継電器の設置場所

保護継電器は、接続用しや断器の系統側または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

23 しや断箇所

しや断箇所は、接続用しや断器としていただきます。ただし、21(受電設備の保護装置の設置) (2)において変圧器1次(系統側)しや断器と接続用しや断器とが異なる場合は、変圧器1次(系統側)しや断器とすることができます。

24 受電設備の保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 地絡保護用継電器は、零相回路設置としていただきます。
(2) 短絡保護用継電器は、3相設置としていただきます。

25 再閉路方式

架空送電線に接続する場合で、自動再閉路方式の採用を希望されるときは、当社と協議のうえ、接続する系統と協調した再閉路方式としていただきます。

26 中性点接地装置の設置と電磁誘導障害対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。

なお、中性点接地装置の設置により当社の系統内において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となることがあります。

す。

27 変圧器定数

接続する系統の状況により、送電線の保護協調および短絡容量増加の抑制等のために、インピーダンスの値を当社から指定することがあります。

IV 負荷設備の接続

28 受電地点および供給地点の電圧変動

受電地点および供給地点の電圧変動により、接続者に操業上支障が生ずるおそれがある場合は、必要に応じて、負荷時タップ切替変圧器または負荷時電圧調整器の設置等の対策を講じていただきます。

29 電圧フリッカおよび電圧変動

系統内の電圧に擾乱を与え他者に支障を及ぼすおそれがある負荷を使用する場合は、電圧フリッカおよび電圧変動を抑制する装置を設置していただきます。

30 瞬時電圧低下

落雷等による瞬時的な系統電圧の低下により、負荷設備が影響を受ける場合は、必要に応じて、負荷制御方法の改善、無停電電源装置または瞬時電圧補償装置の設置等の対策を講じていただきます。

31 進相用コンデンサの運用

進相用コンデンサは、次のとおり設置および運用していただきます。

- (1) 夜間および休日等の軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。
- (3) (1)および(2)の対策が実施できるように、原則として、進相用コンデンサの適当な容量ごとに開閉器を設置していただきます。

32 高 調 波

接続者から系統に流出する高調波流出電流を抑制するため、次の項目を遵守していただきます。

(1) 高調波流出電流の算出

イ 次のいずれかに該当する接続者（以下この特別高压接続技術要件において、「対象者」といいます。）が高調波発生機器（300ボルト以下で使用する定格電流が1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器〔家電・汎用品〕を除きます。以下同じとします。）を新設、増設または更新する等の場合は、口により高調波流出電流を算出していただきます。

(イ) 22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に接続する接続者で、その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下この特別高压接続技術要件において、「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアをこえる場合

(ロ) 77,000ボルト以上の系統に接続する接続者で、等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアをこえる場合

なお、設備の新增設等により、新たに対象者となる場合も口により高調波流出電流を算出していただきます。

ロ 高調波流出電流の算出方法は、次によります。

(イ) 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼動率を乗じたものといたします。

(ロ) 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。

(ハ) 対象とする高調波の次数は、40次以下といたします。

(=) 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

(2) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、第1表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に、系統を利用する規模（キロワット）を乗じた値といたします。

第1表 1キロワット当たりの高調波流出電流上限値（ミリアンペア）

接続する 系統の電圧 (ボルト)	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
22,000	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77,000	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05

(3) 高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)で算出された高調波流出電流が(2)の高調波流出電流の上限値をこえる場合は、必要に応じて、高調波流出電流が高調波流出電流の上限値以下となるような対策を講じていただきます。

V 連絡体制等

33 連絡体制

接続者と当社の給電制御所等との間には、電力保安通信用電話設備を設置するものといたします。ただし、22,000ボルトまたは33,000ボルトの特別高圧電線路と接続する場合または当社の供給区域以外にて発電設備および受電設備を運転制御する場合等については、別途協議させていただきます。

34 情報提供

(1) 当社の給電制御所等に次の系統運用上必要な情報を提供していただきます。

イ 発電者

(イ) スーパービジョン

- a 接続用しや断器および責任分界点断路器の開閉状態
- b 系統運用上必要な場合、発電設備出力端しや断器の開閉状態

(ロ) テレメータ

- a 受電地点の有効電力および有効電力量
- b 系統運用上必要な場合、受電地点の無効電力および系統と接続する母線の電圧

ロ 需要者

供給地点の有効電力量のテレメータ

(2) 系統故障時の復旧の迅速化等、系統の安定運用のために、次のスーパービジョン等の情報についても提供をお願いすることがあります。

イ 発 電 者

(イ) 接地開閉器の開閉状態, 責任分界点断路器の操作機能ロックの状態

(ロ) 保護継電器およびケーブル故障区間検出装置の動作状況

ロ 需 要 者

(イ) 接続用しゃ断器および責任分界点断路器の開閉状態

(ロ) 接地開閉器の開閉状態, 責任分界点断路器の操作機能ロックの状態

(ハ) 保護継電器およびケーブル故障区間検出装置の動作状況

別冊4 標準設計基準

別 冊 4

標準設計基準

1 適用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、本則VIII（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。ただし、地形上その他周囲の状況等からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、この基準の規定にかかわらず技術的に適當と認められる特殊な設計により施設するものといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

なお、この基準に明記されていない事項については、法令で定める技術基準その他の法令等または当社設計指針等にもとづき、技術的に適當と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

2 単位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単位	記号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロボルトアンペア	k V A
メートル	m
ミリメートル	mm
平方センチメートル	c m ²
平方ミリメートル	mm ²
ミリグラム	mg

3 低圧または高圧電線路

(1) 一般基準

イ 電圧降下の限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度は、第1表の値を標準といたします。

第1表 電圧降下の限度

公称電圧 地域区分	低 壓		高 壓
	1 0 0 V	2 0 0 V	6 . 6 k V
変圧器のタップが 一 種 類 の 地 域			2 0 0 V
変圧器のタップが 複数混在する地域	6 V	2 0 V	3 4 0 V

この場合の電線路とは、受電地点から受電地点に最も近い当社の発変電所の引出口までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側接続点までといたします。

ロ 経過地

低圧または高圧電線路の経過地は、用地事情および保守保安上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

低圧または高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

(2) 架空電線路

イ 施設方法

- (イ) 低圧または高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷の分割のうち、線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- (ロ) 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

ロ 支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物の標準は、原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形上または技術上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

ハ 径 間

低圧または高圧架空電線路の径間は、第2表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により建造物、地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第2表 径 間

施設地域	径間
市街地	30m～40m
その他	40m～50m

ニ 支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じて、根入れ、電線の弛度、装柱、他物との離隔等を考慮し、当社が第3

表から選定いたします。ただし、施設場所の状況により、第3表の長さ以外の支持物が必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

第3表 支持物の長さ

長さ (m)
10
12
14
16

ホ が い し

低圧または高圧架空電線で使用するがいしは、第4表のものといたします。

第4表 がいしの種類

	引通箇所	引留箇所
低圧引込	DV線引留がいし 縁廻しがいし	低圧引留がいし
低 圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
高 圧	高圧中実がいし	高圧耐張がいし

ヘ 電線の種類および太さ

- (イ) 低圧または高圧架空電線には、絶縁電線（硬銅線）を使用いたします。ただし、技術上、経済上、硬銅線を使用することが適当でない場合は、アルミ線を使用することがあります。
- (ロ) 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して第5表の値を最低限度として第6表により選定いたします。

第5表 架空電線の太さの最低限度

	心線の種類	太さ
低圧引込	硬銅線	直 径 2.6mm
低 圧	硬銅線	直 径 4.0mm
高 圧	硬銅線	直 径 5.0mm

(注) 低圧引込については、動力引込線等で諸条件を考慮して技術的に2.0mmが適当な場合は、第5表にかかわらず2.0mmを使用いたします。

第6表 電線の種類、太さおよび許容電流

種類および太さ			低圧絶縁電線			高压絶縁電線	
			引込用ビニル 絶縁電線 (DV2コ より)	引込用ビニル 絶縁電線 (DV3コ より)	屋外用ビニル 絶縁電線 (OW)	屋外用 ポリエチレン 絶縁電線 (OE)	水密型 屋外用架橋 ポリエチレン 絶縁電線 (OCW)
硬 銅 線	単 線	2.6mm	38A	34A	—	—	—
		3.2mm	50A	44A	—	—	—
		4.0mm	—	—	78A	—	—
		5.0mm	—	—	103A	114A	—
銅 線	より 線	14mm ²	70A	62A	—	—	—
		22mm ²	92A	80A	—	—	—
		38mm ²	130A	113A	—	—	—
		60mm ²	174A	152A	206A	—	282A
		100mm ²	238A	209A	—	—	—
		125mm ²	—	—	—	—	490A

(注) 単相3線式の引込線で使用する場合は、DV2コよりの許容電流を適用いたします。

ト 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、第7表より技術上、経済上適正なものを選定い

いたします。ただし、技術上、経済上、第7表の容量の柱上変圧器を使用することが適当でない場合は、他の容量の柱上変圧器を使用することがあります。

第7表 柱上変圧器の容量

容 量 (k V A)		
5	10	20
30	50	75

チ 開閉器の施設

高圧架空電線路の操作上、保守上必要な場合には、電線路の必要な箇所に、地中開閉器を施設いたします。ただし、技術上、経済上地中開閉器を施設することが適当でない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

リ その他装柱、付属品等に関する事項

- (イ) 低圧または高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、原則として水平配列といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は、他の適当な装柱といたします。
- (ロ) 支柱、支線柱等は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- (ハ) 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高压カットアウトを使用いたします。
- (二) 変圧器、機器を取り付ける場合の接地工事は、実施設計を標準設計といたします。

(3) 地中電線路

イ 施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きよ式によることがあります。

(イ) 直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が支障なく行なわれる場合

(ロ) 暗きよ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部等で必要な場合

ロ ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して第8表より選定いたします。ただし、技術上、経済上、銅ケーブル線を使用することが適当でない場合は、アルミケーブル線を使用することができます。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第8表 ケーブルの種類

電 壓	種 類	導体種別	線心数	公称断面積 (mm ²)
100Vまたは 200V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	2 3 4	14, 22, 60, 150, 250, 400
6.6 k V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス) 型CV	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400

ハ 変圧器塔, 開閉器, 電気室および分岐接続体の施設

- (イ) 変圧器塔は, 地中配電線路において, 変圧器を設置する場合に使用いたします。
 - (ロ) 開閉器は, 地中配電線路の操作上, 保守上必要な箇所に使用いたします。
 - (ハ) 電気室は, 中高層集合住宅等で低圧引込線により供給することが技術上, 保安上困難な場合, または将来困難になることが予想される場合に使用いたします。
 - (二) 分岐接続体は, ケーブルを分岐する場合に使用いたします。
- (4) 特殊地域の施設
- イ 塩害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には, その規模に応じて耐塩がいし類, 耐塩柱上変圧器その他技術上, 経済上合理的な耐塩施設を設置いたします。
 - ロ 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には, 避雷器, アークホーンその他技術上, 経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

ハ 雪害のおそれが多い地域に施設する電線路には、難着雪電線その他技術上、経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

4 特別高圧電線路

(1) 一般基準

イ 電圧降下の限度

電線路の電圧降下の限度は、第9表の値を標準といたします。

第9表 電圧降下の限度

公称電圧(kV)	22	33	77	154
電圧降下の限度(kV)	2	3	7	14

この場合の電線路とは、受電地点から受電地点に最も近い当社の発変電所の引出口までおよび供給地点から供給地点に最も近い当社の発変電所の引出口までといたします。

ロ 経過地等

電線路の分岐点の位置および経過地は、用地事情および保守保安上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

(2) 架空電線路

イ 施設方法

(イ) 架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電

線張替え等のうち、技術上または用地の確保が著しく困難な場合を除き、経済的な方法により施設いたします。

(ロ) 他の架空電線路と併架の場合の電線架線順位は、原則として電圧の高いものを上部とし、電圧の低いものを下部といたします。

ロ 支持物の種類

支持物の種類は、原則として鉄塔といたします。ただし、施設場所の状況等に応じ鉄筋コンクリート柱、パンザーマスト柱等の支持物を使用することがあります。

ハ 径 間

径間は、第10表の値を標準といたします。

第10表 径 間

支持物の種類	径 間
鉄 塔	200m～350m
そ の 他	70m～150m

二 電線間隔

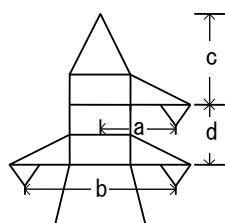
電線間隔は、第11表の値を標準といたします。ただし、気象、地形条件または用地事情等により増減することがあります。

第11表 電線間隔

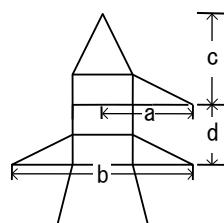
鉄塔使用の場合

(単位 : m)

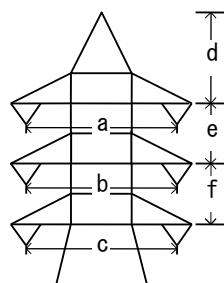
公称電圧		3 3 kV以下		7 7 kV		1 5 4 kV	
		懸垂	耐張	懸垂	耐張	懸垂	耐張
1回線	a	1.35	1.55	2.0	2.1	3.5	3.5
	b	3.0	3.6	4.0	4.2	7.0	7.0
	c	—	—	2.4	3.3	4.0	6.5
	d	1.8	1.8	3.0	2.5	4.5	4.1
2回線	a	2.8	3.1	4.0	4.2	7.0	7.0
	b	2.9	3.3	4.0	4.2	7.0	7.0
	c	3.0	3.4	4.0	4.2	7.0	7.0
	d	—	—	2.4	3.3	4.0	6.5
	e	1.8	1.8	3.0	2.5	4.5	4.1
	f	1.8	1.8	3.0	2.5	4.5	4.1



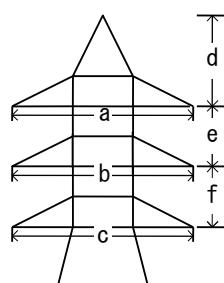
1回線(懸垂)



1回線(耐張)



2回線(懸垂)



2回線(耐張)

ホ　が　い　し

(イ) がいしは、懸垂がいし、長幹がいし、長幹支持がいし、LPがいし

またはS Pがいしを使用いたします。

(ロ) 懸垂がいしの連結個数は、第12表の値を標準といたします。また、その他のがいしを使用する場合も、これに準じます。

第12表 懸垂がいし（直径250mm）連結個数

塩分付着密度 (mg/cm ²)		0.063	0.125	0.25	0.5	海水のしぶきを直接かぶる地区	
公称電圧 (kV)	22	2	2	2	2	懸垂	耐張
	33	3	3	3	3	4	4
	77	6	6	6	7	10	8
	154	10	11	12	14	19	16

(注) 工場地帯等のとくに煙じん汚損の程度が著しいところに設置する場合は、上記の個数にさらに1または2個追加することがあります。

(ハ) 原則としてアークホーンを取り付けます。

～ 電線の種類および太さ

(イ) 電線の種類は、原則として鋼心アルミより線、または鋼心耐熱アルミ合金より線といたします。ただし、腐食のおそれがある場合等特別の場合には、他の適当な電線を使用することがあります。

(ロ) 電線の太さは、第13表のうち、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを使用いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係上既設架空電線と協調する太さのものを使用することがあります。

第13表 電線の太さおよび許容電流

鋼心アルミより線		鋼心耐熱アルミ合金より線	
公称断面積	許容電流	公称断面積	許容電流
—	—	1, 160 mm ²	2, 611 A
—	—	610 mm ²	1, 706 A
410 mm ²	846 A	410 mm ²	1, 349 A
240 mm ²	608 A		
160 mm ²	467 A		
80 mm ²	298 A		

(注) 鋼心アルミより線 80 mm² は、上位電線と併架する場合および塩害または重化学工業による腐食のおそれがある地域には使用いたしません。

ト 架空地線

- (イ) 架空地線は、原則として1条を施設いたします。
- (ロ) 架空地線の種類および太さは、機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合および腐食のおそれのある場合等特別の場合を除き、その線路の設計条件にもとづいて第14表から選定いたします。

第14表 架空地線

地線種類	太さ (mm ²)
アルミ覆鋼より線	55, 70

チ 地上高

電線の最低地上高は、建造物等との離隔を考慮し、第15表の値を標準といたします。ただし、施設場所における建造物等の状況から、この

値以外とすることがあります。

第15表 電線の最低地上高

地区	公称電圧	33kV以下	77kV	154kV
特A	高層化地域、高層化が予想される地域	21.5m	22.25m	23.3m
A	市街化区域、および都市周辺部で建造物が密集している地域、または密集が予想される地域	17.5m	18.5m	19.5m
B	市街化調整区域、および村落の周辺部で耕作地が多く、建造物が散在する地域で人の往来の多い箇所	15.0m	16.0m	17.0m
C-I	村落の周辺部で耕作地が多く、人の往来の少ない箇所	6.0m	6.0m	6.0m
C-II	荒地、山地、山林地域 (人が容易に立ち入らない地域)	5.0m	5.0m	5.2m

リ そ の 他

搬送波の重畠されている電線路から分岐電線路を施設する場合は、原則として搬送波を阻止するライントラップを施設いたします。

(3) 地中電線路

イ 施設方法

地中電線路の施設方法は、管路式を標準とし、原則として予備孔（点検孔）1孔を設けます。ただし、構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部等で必要な場合は、暗きよ式によることがあります。

ロ ケーブルの種類および太さ

ケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して、原則として第16表により選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第16表 ケーブルの種類および太さ

公称電圧	22kV	33kV	77kV		154kV	
種類	CVケーブル	CVケーブル	CVケーブル		CVケーブル	
線心数	トリプルレックス	トリプルレックス	トリプルレックス	単心	トリプルレックス	単心
公 称 断 面 積 (mm ²)	60	60	80	600	200	200
	100	100	100	800	250	250
	150	150	150	1,000	325	325
	200	200	200	1,200	400	400
	250	250	250	1,500	—	600
	325	325	325	2,000	—	800
	400	400	400	2,500	—	1,000
	600	600	600	—	—	1,200
—		—	—	—	—	1,500
—		—	—	—	—	2,000

ハ そ の 他

- (イ) 架空地中混用および途中分岐する電線路には、原則として故障区間検出装置を施設いたします。
- (ロ) 架空地中混用電線路で雷サージによってケーブルが損傷するおそれがある場合は、避雷器を施設いたします。

5 変電設備

(1) 一般基準

電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし、スペース上制約がある場合等は、他の方法によります。

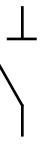
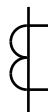
(2) 結線方法

結線方法および主要機器取付台数は、第17表を標準といたします。

第17表 結線方法および主要機器取付台数

区分		結線方法	機器名	台数	区分		結線方法	機器名	台数	
特別 高 圧	① 单 母 線		しや断器 断路器 変流器 検圧装置 配電盤	1台 2台 3台 1台 1式	③ 单 母 線		しや断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 1台 1式		
	② 複 母 線		しや断器 断路器 変流器 検圧装置 配電盤	1台 3台 3台 1台 1式			しや断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式		
高 圧	④ 補 助 母 線 付		しや断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式						
1 — 2 母 線	⑤		しや断器 変流器 零相変流器 配電盤	3台 4台 2台 1式						

- (注) 1 ①の場合で、しや断器が引出式のときには、断路器が2台省略されます。
 2 ②の場合で、しや断器が引出式のときには、断路器が1台省略されます。
 3 ①, ②の場合は、接地装置を線路側に1台設置することを原則といたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しや断器の両端にも設置することがあります。
 4 ⑤は2線路分の引出口を示します。

	しや断器	断路器	接地装置
凡 例			
	変流器	零相 変流器	検圧装置
			

(3) しや断器、断路器および変流器

イ しや断器、断路器および変流器は、当社で一般的に使用しているもののうち、その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ロ 将来の系統構成は、原則として5年程度を目標といたします。

(4) 検圧装置

検圧装置は、当社で一般的に使用しているもののうち、その回路電圧に応じ使用負担から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(5) 配電盤

配電盤には、原則として電流計、しや断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

(6) 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしや断するため

の必要な装置を取り付けます。

なお、電線路のすべてが地中電線路である特別高圧電線路の場合を除き、原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

6 電力保安通信設備

(1) 電力保安通信用電話設備

イ 一般基準

(イ) 電力保安通信用電話設備は、法令で定めるところにより施設いたします。

(ロ) 電力保安通信用電話設備は、架空電話線または地中電話線のうち、保安上の重要度および経済性を考慮し、適当な方法により施設いたします。

ロ 架空電話線

(イ) 光ファイバケーブルは、4心を標準とし、架空電線路への添架により施設いたします。また、光通信装置をあわせて施設いたします。

(ロ) 通信用ケーブルは、ポリエチレン絶縁ビニル被覆通信ケーブル(0.9mm×5対)を標準とし、原則として35kV未満の架空電線路への添架により施設いたします。

ハ 地中電話線

(イ) 光ファイバケーブルは、4心を標準とし、地中電線路の施設方法に準じて施設いたします。また、光通信装置をあわせて施設いたします。

(ロ) 通信用ケーブルは、ポリエチレン絶縁ポリエチレン被覆通信ケーブル(0.9mm×5対)を標準とし、地中電線路の施設方法に準じて施設いたします。

二 呼出方式

電力保安通信用電話設備における呼出方式は、ダイヤル呼出方式を標準といたします。

(2) 電力保安通信用信号設備

電力保安通信用信号設備は、電力系統の保護および運転上必要な場合に技術的および経済的に適当な方法により施設いたします。

なお、この場合、(1)ロまたはハに準じて施設いたします。

(3) 保安装置

保安装置は、保安の必要に応じて施設いたします。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令の規定に基づく添付書類

1 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則様式第1
から様式第8までの書類
(様式第1)

第1表 営業費総括表

第2表 事業報酬総括表

第3表 追加事業報酬総括表

第4表 控除収益総括表

(様式第2)

第1表 営業費明細表

第2表 事業報酬明細表

第3表 追加事業報酬明細表

第4表 連系設備特別報酬対象額明細表

第5表 控除収益明細表

(様式第3) 7部門整理表

(様式第4) 送配電関連費整理表

(様式第5) 送配電関連費明細表

(様式第6) 送配電関連需要明細表

(様式第7) 送配電関連費三需要種別計算表

(様式第8) 送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表

2 工事費負担金説明書

1 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則

様式第1から様式第8までの書類

様式第1（第4条から第7条まで関係）

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	511, 552	
給料手当	233, 651, 401	平均経費人員：(11, 649人) 平均基準賃金：(424, 750円/月)
給料手当振替額（貸方）	△ 3, 914, 115	
退職給与金	28, 890, 831	
厚生費	44, 390, 096	
委託検針費	15, 209, 110	
委託集金費	1, 793	
雑給	7, 901, 377	
燃料費	19, 093, 014	
廃棄物処理費	-	
消耗品費	7, 455, 501	
修繕費	386, 733, 457	
水利使用料	324, 785	
補償費	3, 241, 147	
賃借料	49, 557, 805	
託送料	18, 903, 961	
事業者間精算費	2, 517, 902	振替電力量：8, 734 (10 ⁶ kWh)
委託費	144, 061, 631	
損害保険料	110, 252	
普及開発関係費	460, 294	
養成費	3, 890, 955	
研究費	9, 900, 123	
諸費	21, 817, 848	
貸倒損	<-> <1, 434, 289>	
固定資産税	83, 332, 864	
雜稅	2, 197, 132	
減価償却費	392, 237, 449	
固定資産除却費	53, 428, 830	
共有設備費等分担額	533, 037	
共有設備費等分担額（貸方）	△ 1, 122	
地帯間購入電源費	-	地帯間購入電力量：1, 077 (10 ⁶ kWh)
地帯間購入送電費	253, 560	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	- (-)	他社購入電力量：39, 870 (10 ⁶ kWh)
他社購入送電費	529, 618	
振替損失調整額	2, 089, 500	
建設分担関連費振替額（貸方）	△ 936, 867	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△ 871, 467	
電源開発促進税	144, 750, 402	
事業税	23, 265, 186	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定（貸方）	△ 145, 982	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	1, 008, 436	
社債発行費償却	-	
法人税等	13, 362, 677	
使用済燃料再処理等既発電費	24, 745, 437	
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	2, 809, 224	
合計	1, 737, 298, 634	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 納料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 2 事業者間精算費、地帯間購入電源費、他社購入電源費及び振替損失調整額の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段<->内には寄付金に係る費用を、下段<->内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	-
	燃料油費	-
	ガス費	-
	その他	-
	小計	-
新エネルギー等燃料費	-	
合計	-	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	-	
火力燃料重油換算単価 (円／k1)	-	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	-	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端円／kWh)	-	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	-	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円／k1)	-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	-	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端円／kWh)	-	

<参考>主要燃料消費数量、消費価格

項 目	数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	-
	重油 (10 ³ k1)	-
	原油 (10 ³ k1)	-
	LNG (10 ³ t)	-
平均消費価格	石炭 (円／t)	-
	重油 (円／k1)	-
	原油 (円／k1)	-
	LNG (円／t)	-

(2) 燃料費 (電気の周波数の値の維持等に係る増分費用)

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
電気の周波数の値の維持等に係る増分費用	19,093,014	

(3) 修繕費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	168,711,617	
取替修繕費	218,021,840	
合計	386,733,457	

(4) 減価償却費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	1,856,418	
火力発電設備	11,560,783	
新エネルギー等発電設備	-	
送電設備	144,496,287	
変電設備	104,718,559	
配電設備	101,439,743	
業務設備	28,165,659	
合計	392,237,449	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項	目	金額	備考
電 氣 事 業 報 酬	特定固定資産	5,695,783,375	特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産は剩余金残高相当額（別途積立金及び繰越利益剩余金から繰延税金資産を控除した額）を控除した額を記載。
	建設中の資産	89,866,662	
	特定投資	—	
	運転資本	119,431,373	
	貯蔵品	12,644,048	
	小計	132,075,421	
	繰延償却資産	—	
	合計	5,917,725,458	
	報酬率(%)	1.9%	
	電気事業報酬額	112,436,784	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

第3表

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項	目	金額	備考
	連系設備特別報酬額 (1)	1,660	
	還元額 (2)	—	電気事業報酬額 112,436,784
	内部留保相当額控除額 (3)	—	
	追加事業報酬額 (4) = (1) - (2) - (3)	1,660	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項	目	金額	備考
遙取加算料金		—	
地帯間販売電源料		—	地帯間販売電力量 : 345 (10^6 kWh)
地帯間販売送電料		58,650	
他社販売電源料		—	他社販売電力量 : — (10^6 kWh)
託送収益		6,874,447	
事業者間精算収益		380,727	振替電力量 : 1,947 (10^6 kWh)
電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）		—	
電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）		—	
電気事業雑収益		17,011,212	
預金利息		16,238	
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		—	
合計		24,341,274	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量 (10^6 kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売送電料及び託送収益の（ ）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものという。

様式第2（第4条から第7条まで関係）

第1表

営業費明細表

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
役員給与	170,517	170,517	170,518	511,552	
給料手当	77,074,977	77,942,711	78,633,713	233,651,401	
給料手当振替額（貸方）	△ 1,291,214	△ 1,305,687	△ 1,317,214	△ 3,914,115	
退職給与金	9,300,887	10,258,704	9,331,240	28,890,831	
厚生費	14,144,883	15,003,200	15,242,013	44,390,096	
委託検針費	5,235,671	5,294,766	4,678,673	15,209,110	
委託集金費	598	598	597	1,793	
雑給	2,634,409	2,634,409	2,632,559	7,901,377	
燃料費	6,364,338	6,364,338	6,364,338	19,093,014	
廃棄物処理費	-	-	-	-	
消耗品費	2,474,412	2,508,125	2,472,964	7,455,501	
修繕費	117,427,572	133,565,121	135,740,764	386,733,457	
水利使用料	105,953	109,409	109,423	324,785	
補償費	1,026,786	1,032,384	1,181,977	3,241,147	
賃借料	16,385,553	16,583,767	16,588,485	49,557,805	
託送料	6,864,368	6,480,411	5,559,182	18,903,961	
事業者間精算費	840,652	837,313	839,937	2,517,902	
委託費	49,850,198	49,840,662	44,370,771	144,061,631	
損害保険料	36,229	36,133	37,890	110,252	
普及開発関係費	154,487	149,238	156,569	460,294	
養成費	1,051,028	1,797,845	1,042,082	3,890,955	
研究費	3,175,995	3,348,290	3,375,838	9,900,123	
諸費	7,195,764 <-> <478,096>	7,574,686 <-> <478,096>	7,047,398 <-> <478,097>	21,817,848 <-> <1,434,289>	
貸倒損	-	-	-	-	
固定資産税	27,049,278	27,744,942	28,538,644	83,332,864	
雑税	663,776	678,957	854,399	2,197,132	
減価償却費	133,580,460	130,973,469	127,683,520	392,237,449	
固定資産除却費	17,245,218	17,638,872	18,544,740	53,428,830	
共有設備費等分担額	130,971	126,356	275,710	533,037	
共有設備費等分担額（貸方）	△ 374	△ 374	△ 374	△ 1,122	
地帯間購入電源費	-	-	-	-	
地帯間購入送電費	84,520	84,520	84,520	253,560	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
他社購入送電費	180,472	174,573	174,573	529,618	
振替損失調整額	849,730	835,800	403,970	2,089,500	
建設分担関連費振替額（貸方）	△ 321,250	△ 306,632	△ 308,985	△ 936,867	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△ 285,395	△ 286,240	△ 299,832	△ 871,467	
電源開発促進税	47,871,285	48,335,637	48,543,480	144,750,402	
事業税	7,810,941	7,910,161	7,544,084	23,265,186	
開発費	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	
電力費振替勘定（貸方）	△ 93,668	△ 26,158	△ 26,156	△ 145,982	
株式交付費	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費	301,101	301,101	406,234	1,008,436	
社債発行費償却	-	-	-	-	
法人税等	4,454,223	4,454,249	4,454,205	13,362,677	
使用済燃料再処理等既発電費	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	936,408	936,408	936,408	2,809,224	
合 計	568,930,238	588,051,060	580,317,336	1,737,298,634	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）
- 2 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項第1号関係

〔役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給〕

(単位：千円)

項目		平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
役員給与		450,751	337,223	170,517	170,517	170,518	511,552	
基準賃金		51,240,454	51,604,648	58,602,168	59,517,208	60,012,715	178,132,091	
基準外賃金		10,371,617	9,312,185	10,900,003	10,629,773	10,718,272	32,248,048	
諸給与金		22,513,150	18,115,966	12,686,198	12,884,286	12,991,553	38,562,037	
控除口（貸方）		△ 4,634,624	△ 4,440,101	△ 5,113,392	△ 5,088,556	△ 5,088,827	△ 15,290,775	
附帯事業振替額		-	-	-	-	-	-	
小計		79,490,597	74,592,698	77,074,977	77,942,711	78,633,713	233,651,401	
給料手当振替額（貸方）		△ 1,596,702	△ 1,530,801	△ 1,291,214	△ 1,305,687	△ 1,317,214	△ 3,914,115	
引当金増加額		△ 8,252,773	△ 2,231,305	1,467,632	1,305,928	△ 2,370,157	403,403	
実払額		5,362,151	3,425,071	2,367,986	4,932,204	7,653,638	14,953,828	
年金保険料		4,540,246	4,456,173	5,465,269	4,020,572	4,047,759	13,533,600	
小計		1,649,624	5,649,939	9,300,887	10,258,704	9,331,240	28,890,831	
退職給与金		10,851,077	11,019,943	11,076,511	11,889,967	12,104,487	35,070,965	
法定厚生費		3,106,306	2,994,672	3,068,372	3,113,233	3,137,526	9,319,131	
一般厚生費		13,957,383	14,014,615	14,144,883	15,003,200	15,242,013	44,390,096	
小計		6,239,472	6,197,738	5,235,671	5,294,766	4,678,673	15,209,110	
委託検針費		1,642	1,510	598	598	597	1,793	
委託集金費		4,873,519	4,366,852	2,634,409	2,632,559	7,901,377		
雑給		105,066,289	103,629,777	107,270,728	109,999,218	109,372,099	326,642,045	
合計		9,550	9,623	11,497	11,677	11,774	34,948	
平均経費人員（人）		447,132	446,881	424,750	424,750	424,750	424,750	
平均基準賃金（円／月）								

(2) 第4条第4項第2号関係
〔燃料費〕

項 目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計		
	消費量 $10^3\text{k}\text{J}$ (10^3t , 10^6Nm^3)	単 価 円/ kJ (円/ t , 10^3Nm^3)	金 額 千 円	消費量 $10^3\text{k}\text{J}$ (10^3t , 10^6Nm^3)	単 価 円/ kJ (円/ t , 10^3Nm^3)	金 額 千 円	消費量 $10^3\text{k}\text{J}$ (10^3t , 10^6Nm^3)	単 価 円/ kJ (円/ t , 10^3Nm^3)	金 額 千 円	消費量 $10^3\text{k}\text{J}$ (10^3t , 10^6Nm^3)	単 価 円/ kJ (円/ t , 10^3Nm^3)	金 額 千 円
火力発電電力量 (発電端 10^6kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力燃料重油換算 消費量 ($10^3\text{k}\text{J}$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石炭費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燃料油費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歴青質混合物費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運炭費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(重油換算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燃料費算定に必要な新 工エネルギー等発電電力 量(発電端 10^6kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新工エネルギー等燃料重 油換算消費量 ($10^3\text{k}\text{J}$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(重油換算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

〔燃料費〕(電気の周波数の値の維持等に係る増分費用)

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
電気の周波数の値の維持等に係 る増分費用	-	-	-	-	6,364,338	6,364,338	6,364,338	19,093,014	

(単位:千円)

(3) 第4条第4項第3号関係

〔使用済燃料再処理等既発電費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
使用済燃料再処理等既発電費	-	-	-	-	-	-	-	8,248,479	8,248,479
再処理等費引当	-	-	-	-	8,248,479	8,248,479	-	16,496,958	-
再処理等引当金取崩し（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	

(記載注意)
再処理等費引当及び再処理等引当金取崩し（貸方）の欄には、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律
(平成二十八年法律第四十号) の施行の日の属する事業年度より前の事業年度における実績を記載すること。

〔廃棄物処理費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
火力廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

〔消耗品費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
潤滑油脂費	25,764	33,422	37,420	32,202	22,829	40,502	34,476	39,981	114,959
雑消耗品費	1,778,137	1,634,136	1,627,779	1,680,017	1,424,515	2,433,910	2,473,649	2,432,983	7,340,542
合計	1,803,902	1,667,558	1,665,199	1,712,220	1,447,344	2,474,412	2,508,125	2,472,964	7,455,501

〔補償費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
定期的補償費	4,791,516	1,640,382	582,211	2,338,036	445,485	433,232	433,030	413,386	1,279,648
臨時の補償費	6,245,818	613,379	538,740	2,465,979	358,904	469,782	475,582	644,819	1,590,183
損害賠償費	154,373	124,566	139,909	139,616	155,569	123,772	123,772	123,772	371,316
合計	11,191,707	2,378,327	1,260,860	4,943,632	959,960	1,026,786	1,032,384	1,181,977	3,241,147

〔貯蓄料〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
借地借家料	3,904,086	4,028,646	4,032,039	3,988,257	4,012,853	4,160,637	4,166,639	4,168,200	12,495,476
道路占用料	2,849,745	2,742,255	2,765,136	2,785,712	2,854,185	2,908,867	2,927,732	2,945,031	8,781,630
水面使用料	191,891	191,323	196,291	193,168	195,238	198,368	197,899	197,391	593,658
線路使用料	1,116,595	1,143,843	1,162,717	1,141,052	1,183,911	1,225,721	1,239,064	1,253,778	3,718,563
設備賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電柱敷地料	4,217,815	4,214,754	4,277,039	4,236,536	4,317,587	4,437,785	4,449,869	4,465,983	13,353,637
線下補償料	168,698	169,200	167,270	168,389	168,974	174,108	173,477	173,971	521,556
機械賃借料	1,409,865	1,114,126	920,180	1,148,057	498,290	688,704	861,773	779,929	2,330,406
雜貨賃借料	2,903,489	2,809,974	2,637,475	2,783,646	2,498,484	2,591,363	2,567,314	2,604,202	7,762,879
合 計	16,762,187	16,414,126	16,158,150	16,444,821	15,729,526	16,385,553	16,583,767	16,588,485	49,557,805

〔託送料〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
託送料	7,605,326	8,412,029	6,963,837	7,660,397	6,676,452	6,864,368	6,480,411	5,559,182	18,903,961

〔事業者間精算費〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
事業者間精算費	電 力 (10^6 kWh)	6,816	3,313	3,189	4,439	2,814	2,917	2,903	8,734
料 金	計	1,865,352	969,827	914,075	1,249,751	802,366	840,652	837,313	839,937

〔委託費〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
委託運転費	2,060,296	2,157,345	2,185,535	2,134,392	5,100,997	1,874,289	1,888,173	1,866,123	5,628,585
維委託費	41,927,528	38,117,316	50,319,972	43,454,939	62,612,958	47,975,909	47,952,489	42,504,648	138,433,046
合 計	43,987,825	40,274,662	52,505,507	45,589,331	67,713,956	49,850,198	49,840,662	44,370,771	144,061,631

〔損害保険料〕

項 目	至 近 実 績				原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均		
水力関係	-	-	-	-	-	-
火力関係	-	-	-	-	35,329	35,233
新工ネルギー等関係	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	900	900
合 計	-	-	-	-	36,229	36,133
					37,890	110,252

〔普及開発関係費〕

項 目	至 近 実 績				原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均		
販売関係普及開発関係費	292,607	189,857	90,975	191,146	84,595	24,592
一般普及開発関係費	332,788	471,673	264,000	356,154	230,639	129,895
合 計	625,395	661,531	354,976	547,301	315,235	154,487
					149,238	156,569

〔養成費〕

項 目	至 近 実 績				原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均		
研修施設運営費	255,905	176,709	215,835	216,150	210,674	217,487
その他養成費	966,863	931,922	736,696	878,494	608,197	833,541
合 計	1,222,769	1,108,631	952,531	1,094,644	818,872	1,051,028
					1,797,845	1,042,082

〔研究費〕

項 目	至 近 実 績				原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均		
社内研究費	1,502,034	1,390,738	1,471,615	1,454,796	1,044,446	1,819,844
委託研究費	1,078,705	1,376,964	1,765,044	1,406,904	1,264,494	1,356,151
合 計	2,580,739	2,767,703	3,236,660	2,861,701	2,308,940	3,175,995
					3,348,290	3,375,838

(単位 : 千円)

(単位 : 千円)

〔諸費〕

(単位 : 千円)

項目	日	至 平成22年度	近 平成23年度	実 平成24年度	績 平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備考
通信運搬費	3,594,821	5,201,797	3,537,438	4,111,352	3,457,555	3,319,500	3,409,946	3,516,910	10,246,356	
旅費	512,059	658,283	461,145	543,829	412,708	655,898	656,534	656,617	1,969,049	
寄付金	259,008	147,508	55,250	153,922	56,272	-	-	-	-	
団体費	969,778	1,238,461	789,432	999,224	748,010	478,096	478,096	478,097	1,434,289	
その他諸費	7,167,197	4,063,268	5,030,528	5,420,331	5,947,914	2,742,270	3,030,110	2,395,774	8,168,154	
合計	12,502,865	11,309,319	9,873,795	11,228,660	10,622,460	7,195,764	7,574,686	7,047,398	21,817,848	

〔貸倒損〕

(単位 : 千円)

項目	日	至 平成22年度	近 平成23年度	実 平成24年度	績 平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備考
貸倒損引当額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸倒損発生額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

〔固定資産除却費〕

(単位 : 千円)

項目	日	至 平成22年度	近 平成23年度	実 平成24年度	績 平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備考
水力発電設備	除却損 除却費用	-	-	-	-	-	-	-	47,941	41,911
火力発電設備	除却損 除却費用	-	-	-	-	-	-	-	31,300	27,363
新工ネルギー等発電設備	除却損 除却費用	-	-	-	-	-	-	-	99,111	130,593
送電設備	除却損 除却費用	978,455	970,044	808,180	918,893	1,102,650	1,058,854	1,077,241	1,178,739	3,314,834
変電設備	除却損 除却費用	1,625,731	1,979,767	2,177,851	1,927,783	2,750,902	1,986,888	2,021,392	2,211,846	6,220,126
配電設備	除却損 除却費用	2,449,256	3,208,686	3,385,546	3,014,496	1,401,814	3,336,658	3,392,653	4,292,867	11,022,178
業務設備	除却損 除却費用	753,887	637,965	645,927	2,983,978	2,412,246	2,568,113	2,390,000	2,430,108	3,074,918
合計	除却費用	5,183,800	5,127,569	5,040,710	5,117,360	4,864,756	5,605,827	5,614,731	5,027,224	16,247,782
	除却損 除却費用	754,706	803,423	554,427	704,186	862,968	1,135,783	1,258,078	1,033,858	3,427,719
	除却費用	498,142	401,331	470,916	456,796	546,349	659,697	730,731	600,498	1,990,926
	除却損 除却費用	4,936,306	5,620,120	5,394,082	5,316,836	4,111,445	6,509,377	6,732,827	7,483,602	20,725,806
	合計	9,340,887	9,728,216	10,673,456	9,914,186	10,730,122	10,735,841	10,906,045	11,061,138	32,703,024

〔共有設備費等分担額及び共有設備費等分担額（貸方）〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
共有設備費等分担額	水力発電設備	110,890	110,956	113,638	111,828	110,480	111,317	106,702	256,056
	送電設備	28,634	25,738	26,945	27,106	23,308	19,654	19,654	474,075
小計	139,525	136,695	140,584	138,934	133,788	130,971	126,356	275,710	58,962
	△	△ 5	△ 7	△ 4	△ 5	△ 374	△ 374	△ 1,122	533,037
共有設備費等分担額 (貸方)	水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-
	送電設備	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	△ 5	△ 7	△ 4	△ 5	△ 374	△ 374	△ 1,122	-
	合計	139,525	136,689	140,576	138,930	133,783	130,597	125,982	275,336
合計									531,915

(記載注意)
(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

〔振替損失調整額〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
振替損失調整額	電力量 (10^6 kWh)	110	80	58	83	62	60	29	150
	料金計	1,115,365	876,081	679,899	890,448	773,388	849,730	835,800	403,970
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-

〔開発費及び開発費償却〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-

〔電力費振替勘定（貸方）〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
建設工事用	△ 92,029	△ 182,141	△ 128,601	△ 134,257	△ 85,737	△ 93,457	△ 25,946	△ 25,945	△ 145,348
	△ 16	△ 16	△ 188	△ 74	△ 481	△ 211	△ 212	△ 211	△ 634
附帯事業用	△ 92,046	△ 182,158	△ 128,790	△ 134,331	△ 86,218	△ 93,668	△ 26,158	△ 26,156	△ 145,982
	合計	201,994	201,994	133,058	78,351	42,421	301,101	301,101	406,234
合計									1,008,436

〔株式交付費及び社債発行費〕

項 目	至 近 実 績				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均					
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	201,994	-	33,058	78,351	42,421	301,101	301,101	406,234	1,008,436
	合計	201,994	-	33,058	78,351	42,421	301,101	301,101	406,234
合計									1,008,436

(4) 第4条第4項第4号関係

〔修繕費〕

(単位：千円)

項目	至実績						原価算定期間計		備考				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
									平均修繕費率(%)				
水力発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	35,433,114	37,352,019	37,887,368	110,672,501	0.81%	
	修繕費	-	-	-	-	-	-	307,492	302,894	286,757	897,143		
火力発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	191,868,071	193,580,028	194,046,187	579,494,286	1.70%	
	修繕費	-	-	-	-	-	-	3,270,417	3,215,317	3,384,668	9,870,402		
新工ネルギー等発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00%	
	修繕費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
送電設備	平均帳簿原価	2,733,536,280	2,745,547,421	2,756,173,470	2,792,204,266	2,838,092,195	2,863,178,528	2,839,586,325	2,859,470,493	2,879,385,206	8,578,442,024		
	修繕費	8,214,822	8,887,505	9,762,705	9,905,067	9,890,445	0.34%	9,623,604	9,261,302	9,453,425	9,750,186	28,464,913	0.33%
変電設備	平均帳簿原価	1,484,922,232	1,494,025,450	1,502,725,982	1,510,561,803	1,531,810,356	1,559,251,211	1,575,545,468	1,590,395,540	1,606,598,960	4,772,539,968	0.80%	
	修繕費	10,011,334	10,785,173	11,080,325	10,959,647	11,365,629	0.72%	9,776,451	13,642,141	12,506,441	12,211,105	38,359,687	
配電設備	平均帳簿原価	1,924,956,779	1,974,120,141	2,000,756,676	2,026,795,987	2,053,370,774	2,079,930,722	2,101,435,415	2,129,321,876	2,154,102,420	6,384,359,711	4.68%	
	修繕費	74,630,692	79,542,898	85,118,676	83,854,982	83,318,970	4.07%	85,642,081	87,534,445	104,666,061	106,926,702	299,127,208	
業務設備	平均帳簿原価	301,234,581	295,495,303	288,577,012	285,660,426	281,703,237	272,331,467	284,037,728	273,713,310	263,299,224	821,050,262		
	修繕費	3,646,509	3,787,074	4,034,970	3,658,208	3,227,956	1.26%	3,012,625	3,411,775	3,420,983	3,181,346	10,014,104	1.22%
合計	平均帳簿原価	6,444,649,872	6,509,188,315	6,548,233,140	6,615,222,482	6,704,976,562	6,774,691,928	7,027,906,121	7,083,833,266	7,135,319,365	21,247,058,752	1.82%	
	修繕費	96,503,359	103,002,652	109,996,679	108,377,907	107,803,001	1.60%	108,054,763	117,427,572	133,565,121	135,740,764	386,733,457	

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の（ ）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第4条第4項第5号関係

[水利使用料]

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	105,953	109,409	109,423	324,785	

(6) 第4条第4項第6号関係

[減価償却費]

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
普通償却費	594,403	630,899	617,590	1,842,892	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	8,001	5,525	-	-	
普通償却費	4,193,897	3,761,424	3,512,383	13,526	
特別償却費	-	-	-	11,467,704	
試運転償却費	29,144	-	63,935	93,079	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
普通償却費	50,121,160	48,116,416	46,258,711	144,496,287	
特別償却費	-	-	-	-	
普通償却費	34,798,227	34,693,257	35,227,075	104,718,559	
特別償却費	-	-	-	-	
普通償却費	34,733,831	34,296,338	32,409,574	101,439,743	
特別償却費	-	-	-	-	
普通償却費	9,101,797	9,469,610	9,594,252	28,165,659	
特別償却費	-	-	-	-	
普通償却費	133,543,315	130,967,944	127,619,585	392,130,844	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	37,145	5,525	63,935	106,605	

(7) 第4条第4項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	27,049,278	27,744,942	28,538,644	83,332,864	
雑税	663,776	678,957	854,399	2,197,132	
電源開発促進税	47,871,285	48,335,637	48,543,480	144,750,402	
事業税	7,810,941	7,910,161	7,544,084	23,265,186	
合計	83,395,280	84,669,697	85,480,607	253,545,584	

(8) 第4条第4項第8号関係

[地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費及び他社購入送電費]

項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費 料金計	-		-		-		-		-
	地帯間購入送電費 料金計	84,520		84,520		84,520		84,520		253,560
電力量 (10 ⁶ kWh)	電力量 (10 ⁶ kWh)	359		359		359		359		1,077
	他社購入電源費(再工事特措法交付金相当額を除く。)	-		-		-		-		(-)
他社購入電力料	料金計	(-)		(-)		(-)		(-)		(-)
	他社購入送電費 電力量 (10 ⁶ kWh)	180,472		174,573		174,573		174,573		529,618
		14,794		12,897		12,897		12,179		39,870

(注意記載)
他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再工事特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

〔使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分〕

項目		至		近		実績		平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	備考
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,809,224	

(9) 第4条第4項第9号関係

〔建設分担関連費振替額(貸方) 及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)〕

項目		至		近		実績		平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考		
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金 振替額	155,913,250	159,244,726	197,241,828	0.1965%	144,704,600	164,923,898	153,962,656	154,919,642	153,806,196	△ 280,226	△ 319,739	△ 407,039	△ 321,250	△ 306,632	△ 936,867	建設分担関連費 振替額の算定に用いた振 替率：0.1948%
	附帯事業営業費用 振替額(貸方)	10,996,032	11,014,177	11,857,433	1.4390%	15,404,165	25,592,965	25,223,528	25,640,988	26,457,481	△ 213,646	△ 146,762	△ 126,937	△ 157,926	△ 285,395	△ 286,240	△ 299,832
(10) 第4条第4項第10号 〔株式交付費償却及び社債発行費償却〕	項目	対象交付 (発行)費用		平成26年度		平成27年度		平成28年度									
	株式交付費償却	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	社債発行費償却 合計	-		-		-		-		-		-		-	-	-	

(11) 第4条第4項第11号
〔法人税等〕

項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考
法人税等	法人税 地方法人税 法人税割	3,743,985		3,744,007		3,743,970		3,743,970		1,231,962
		-		-		-		-		-
	合計	710,238		710,242		710,235		710,235		2,130,715
		4,454,223		4,454,249		4,454,205		4,454,205		13,362,677

第2表

事業報酬明細表

項目		平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産		1,922,810,993	1,896,799,466	1,876,172,916	5,695,783,375
建設中の資産		28,588,685	29,273,554	32,004,423	89,866,662
特定投資		-	-	-	-
電気事業報酬	営業資本	38,443,780	40,831,383	40,156,210	119,431,373
	貯蔵品	4,161,509	4,216,733	4,265,806	12,644,048
	小計	42,605,289	45,048,116	44,422,016	132,075,421
繰延償却資産		-	-	-	-
合計		1,994,004,967	1,971,121,136	1,952,599,355	5,917,725,458
報酬率(%)		1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
電気事業報酬額		37,886,094	37,451,302	37,099,388	112,436,784

《項目別明細表》
〔特定固定資産〕

項目				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
水	期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	32,755,319 153,015 24,257,112 8,345,162	35,470,932 171,478 24,497,835 10,801,619	36,509,418 179,033 24,823,741 11,506,644	36,509,418 179,033 24,823,741 11,506,644	104,735,699 503,586 73,578,688 30,653,425	
力	中期増減額	帳簿原価増加額 工事費負担金等増加額 減価償却累計額增加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	3,123,197 19,993 597,623 407,614 1,590 356,900	1,384,819 8,936 631,371 346,333 1,381 305,465	298,136 2,098 612,770 289,070 1,127 253,105	298,136 2,098 612,770 289,070 1,127 253,105	4,806,152 31,027 1,841,764 1,043,017 4,098 915,470	
光	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	35,470,932 171,478 24,497,835 10,801,619	36,509,418 179,033 24,823,741 11,506,644	36,518,484 180,004 25,183,106 11,155,074	36,518,484 180,004 25,183,106 11,155,074	108,498,834 530,515 74,504,982 33,463,337	
電	平均帳簿価額	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	198,531,784 109,017	202,151,344 108,397	202,105,255 107,581	202,105,255 107,581	602,788,383 324,995	
火	期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	161,375,869 161,911,998	164,911,998 167,336,778	164,911,998 167,336,778	164,911,998 167,336,778	493,624,645 108,838,743	
光	中期増減額	帳簿原価増加額 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	4,876,796 13 4,676,614 1,257,236 633	1,609,432 18 3,926,570 1,655,521 834	3,539,686 28 3,666,199 2,522,090	3,539,686 28 3,666,199 2,522,090	10,025,914 59 12,269,383 5,434,847	
電	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	202,151,344 108,397 1,140,485 107,581	202,105,255 106,338 1,501,730 1,271	203,122,851 106,338 2,287,874	203,122,851 106,338 2,287,874	4,930,149 2,738 607,379,450 500,963,879	
設	平均帳簿価額		38,830,922	36,167,377	34,405,190	34,405,190	109,403,489	

(単位：千円)

		項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
新工斧ギヤ等発電設備	期首残高	帳簿原価		-	-	-	-	-
	工事費負担金等 減価償却累計額	差引帳簿価額	-	-	-	-	-	-
	期中増減額	帳簿原価 減価償却累計額 差引帳簿価額	-	-	-	-	-	-
	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	-	-	-	-	-	-
	平均帳簿価額	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	2,398,033,841 70,665,572 1,628,361,887 699,006,382	2,415,460,601 70,877,097 1,672,960,382 671,623,122	2,431,739,934 71,067,878 1,715,551,146 645,120,910	2,451,234,376 212,610,547 5,016,873,415 2,015,750,414	7,245,234,376 212,610,547 5,016,873,415 2,015,750,414	-
送電設備	期中増減額	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	23,070,947 655,163 48,508,054 3,644,181 413,638	22,020,803 632,066 46,567,709 5,741,470 451,285	23,749,014 691,155 44,768,250 6,281,639 193,743	68,840,764 1,988,384 139,844,013 17,667,316 1,388,666	68,840,764 1,988,384 139,844,013 17,667,316 1,388,666	-
	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	3,909,559 2,415,460,601 70,877,097 1,672,960,382 671,623,122	3,976,945 2,431,739,934 71,067,878 1,715,551,146 645,120,910	4,351,118 2,449,207,289 71,265,290 1,755,968,278 621,943,721	7,296,407,824 213,210,265 5,144,479,806 1,938,717,753 1,978,242,946	7,296,407,824 213,210,265 5,144,479,806 1,938,717,753 1,978,242,946	平均帳簿価額
			685,966,362	658,817,475	633,459,109			

(単位：千円)

項目				平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
電 設 備	期首残高	帳簿原価		1,511,598,209	1,526,542,639	1,540,367,099	4,578,507,947	
	工事費負担金等 減価償却累計額			15,400,315	15,389,536	15,377,417	46,167,263	
	差引帳簿価額			1,090,965,118	1,104,015,254	1,116,649,299	3,311,629,671	
電 設 備	期中増減額	帳簿原価増加額		405,232,776	407,137,849	408,340,383	1,220,711,008	
	工事費負担金等増加額			38,889,170	38,163,035	48,270,092	125,322,297	
	減価償却累計額増加額			58,661	58,463	74,803	191,927	
電 設 備	期末残高	帳簿原価減少額		33,110,602	33,024,460	33,539,221	99,674,283	
	工事費負担金等減少額			23,944,740	23,338,575	30,800,552	73,083,867	
	減価償却累計額減少額			69,440	70,582	89,321	229,343	
電 設 備	平均帳簿価額			20,060,466	20,390,415	25,804,142	66,255,023	
	期首残高	帳簿原価		1,526,542,639	1,540,367,099	1,557,836,639	4,624,746,377	
	工事費負担金等 減価償却累計額			15,389,536	15,377,417	15,362,899	46,129,852	
電 設 備	期末残高	差引帳簿価額		1,104,015,254	1,116,649,299	1,124,354,378	3,345,048,931	
	平均帳簿価額	帳簿原価		405,567,510	406,336,878	413,273,826	1,233,567,594	
	期首残高	工事費負担金等 減価償却累計額		1,991,172,395	2,017,754,529	2,044,258,107	6,053,185,031	
電 設 備	期中増減額	差引帳簿価額		22,975,612	23,599,520	24,221,759	70,796,921	
	工事費負担金等 減価償却累計額			1,190,610,253	1,214,754,457	1,238,616,158	3,643,980,868	
	期末残高	帳簿原価増加額		77,586,500	77,400,562	781,190	2,338,407,242	
電 設 備	期首残高	工事費負担金等増加額		37,072,988	36,966,859	31,515,624	105,555,471	
	工事費負担金等 減価償却累計額増加額			699,415	697,577	624,029	2,021,021	
	平均帳簿価額	帳簿原価減少額		32,701,369	32,306,375	30,662,929	95,760,673	
電 設 備	期中増減額	工事費負担金等 減価償却累計額		10,490,854	10,463,281	9,360,053	30,314,188	
	期末残高	差引帳簿価額		75,537	75,338	67,395	218,270	
	平均帳簿価額	帳簿原価		8,557,165	8,534,674	7,634,194	24,726,633	
電 設 備	期首残高	工事費負担金等 減価償却累計額		2,017,754,529	2,044,258,107	2,066,413,678	6,128,426,314	
	工事費負担金等 減価償却累計額			23,599,520	24,221,759	24,778,393	72,599,672	
	平均帳簿価額	差引帳簿価額		1,214,754,457	1,238,616,158	1,261,644,293	3,715,014,908	
電 設 備	期首残高	帳簿原価		779,400,552	781,420,190	779,990,992	2,340,811,734	
	工事費負担金等 減価償却累計額			777,894,652	779,812,980	779,548,477	2,337,256,119	
	平均帳簿価額	帳簿原価		13,928,454	13,478,852	12,946,405	40,353,711	
電 設 備	期中増減額	工事費負担金等 減価償却累計額		323,501	321,327	318,884	963,712	
	期末残高	差引帳簿価額		9,566,885	9,029,597	8,129,854	27,026,336	
	平均帳簿価額	帳簿原価増加額		4,038,068	4,127,928	4,197,667	12,363,663	
電 設 備	期首残高	工事費負担金等 減価償却累計額		573,674	582,992	467,000	1,623,666	
	工事費負担金等 減価償却累計額		1,926	2,019	1,627	5,572		
	期末残高	帳簿原価減少額	416,597	438,379	447,395	1,302,571		
電 設 備	期首残高	工事費負担金等 減価償却累計額	1,023,216	1,115,439	918,586	3,057,301		
	工事費負担金等 減価償却累計額		4,100	4,162	3,674	12,236		
	平均帳簿価額	差引帳簿価額	953,885	1,038,122	854,914	2,846,921		
電 設 備	期首残高	帳簿原価	13,478,852	12,946,405	12,494,819	38,920,076		
	工事費負担金等 減価償却累計額		321,327	318,884	316,837	957,048		
	期末残高	差引帳簿価額	9,029,597	8,429,854	8,022,535	25,481,986		
電 設 備	平均帳簿価額	1,922,810,983	4,133,760	4,143,212	12,333,642			
	1,922,810,983	1,896,799,466	1,876,172,916	5,695,783,375				

〔建設中の資産〕

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	2,819,197	518,411	54,991	3,392,599	
期中増加額	768,695	908,002	304,080	1,980,777	
期中減少額	3,069,481	1,371,422	296,539	4,737,442	
期末帳簿価額	518,411	54,991	62,532	635,934	
平均帳簿価額	992,871	259,900	121,642	1,374,416	
期首帳簿価額	2,969,599	2,182,760	4,353,604	9,505,963	
期中増加額	3,344,261	3,623,102	4,43,84	11,71,177	
期中減少額	4,131,100	1,452,238	3,193,818	8,777,176	
期末帳簿価額	2,182,760	4,353,604	5,903,600	12,439,961	
平均帳簿価額	2,252,202	3,655,524	5,996,718	11,904,444	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
新エネルギー等発電設備	21,191,099	21,569,477	22,674,934	65,435,510	
期首帳簿価額	19,482,526	19,340,022	21,266,815	60,089,363	
期中増加額	19,104,148	18,234,565	19,665,622	57,004,335	
期中減少額	21,569,477	22,674,934	24,276,127	68,520,538	
期末帳簿価額	24,895,289	25,516,080	27,606,253	78,017,622	
平均帳簿価額	6,653,774	6,638,078	7,080,861	20,372,713	
期首帳簿価額	38,859,558	38,594,734	47,923,478	125,377,770	
期中増加額	38,875,254	38,151,951	48,208,478	125,235,683	
期末帳簿価額	6,638,078	7,080,861	6,795,861	20,514,800	
平均帳簿価額	15,221,116	15,938,634	17,277,384	48,437,034	
期首帳簿価額	4,064,498	3,532,629	2,827,758	10,424,885	
期中増加額	38,754,332	38,468,920	34,767,905	111,991,207	
期中減少額	39,286,251	39,173,791	33,397,199	111,857,241	
期末帳簿価額	3,532,629	2,827,758	4,198,464	10,558,851	
平均帳簿価額	13,620,127	12,973,641	12,812,954	39,436,722	
期首帳簿価額	54,552	52,028	63,698	170,278	
期中増加額	510,913	594,936	432,168	1,598,079	
期中減少額	573,499	583,266	467,219	1,623,984	
期末帳簿価額	52,028	63,698	28,647	144,373	
平均帳簿価額	195,761	203,428	163,897	563,086	
レートベース	28,588,685	29,273,554	32,004,423	89,866,662	

〔特定投資〕

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	-	-	-	-	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース	-	-	-	-	

(記載注意)
(何)の欄には、長期投資について投資ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	170,517	170,517	170,518	511,552
	給料手当	77,074,977	77,942,711	78,633,713	233,651,401
	給料手当振替額（貸方）	△ 1,291,214	△ 1,305,687	△ 1,317,214	△ 3,914,115
	退職給与金	8,407,988	9,273,854	8,435,429	26,117,271
	厚生費	14,144,883	15,003,200	15,242,013	44,390,096
	委託検針費	5,235,671	5,294,766	4,678,673	15,209,110
	委託集金費	598	598	597	1,793
	雜給	2,634,409	2,634,409	2,632,559	7,901,377
	燃料費	6,364,338	6,364,338	6,364,338	19,093,014
	廃棄物処理費	-	-	-	-
	消耗品費	2,474,412	2,508,125	2,472,964	7,455,501
	修繕費	117,427,572	133,565,121	135,740,764	386,733,457
	水利使用料	105,953	109,409	109,423	324,785
	補償費	1,026,786	1,032,384	1,181,977	3,241,147
	賃借料	16,385,553	16,583,767	16,588,485	49,557,805
	託送料	6,864,368	6,480,411	5,559,182	18,903,961
	事業者間精算費	840,652	837,313	839,937	2,517,902
	委託費	49,850,198	49,840,662	44,370,771	144,061,631
	損害保険料	36,229	36,133	37,890	110,252
	普及開発関係費	154,487	149,238	156,569	460,294
	養成費	1,051,028	1,797,845	1,042,082	3,890,955
	研究費	3,175,995	3,348,290	3,375,838	9,900,123
	諸費	7,195,764	7,574,686	7,047,398	21,817,848
	貸倒損	-	-	-	-
	固定資産税	-	-	-	-
	雜税	-	-	-	-
	減価償却費	960,840	921,265	890,899	2,773,004
	固定資産除却費	10,735,841	10,906,045	11,061,138	32,703,024
	共有設備費等分担額	130,971	126,356	275,710	533,037
	共有設備費等分担額（貸方）	△ 374	△ 374	△ 374	△ 1,122
	地帯間購入電源費	-	-	-	-
	地帯間購入送電費	84,520	84,520	84,520	253,560
	他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	-	-	-	-
	他社購入送電費	180,472	174,573	174,573	529,618
	振替損失調整額	849,730	835,800	403,970	2,089,500
	建設分担関連費振替額（貸方）	△ 321,250	△ 306,632	△ 308,985	△ 936,867
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△ 285,395	△ 286,240	△ 299,832	△ 871,467
	電源開発促進税	-	-	-	-
	事業税	-	-	-	-
	開発費	-	-	-	-
	開発費償却	-	-	-	-
	電力費振替勘定（貸方）	△ 93,668	△ 26,158	△ 26,156	△ 145,982
	株式交付費	-	-	-	-
	株式交付費償却	-	-	-	-
	社債発行費	301,101	301,101	406,234	1,008,436
	社債発行費償却	-	-	-	-
	法人税等	-	-	-	-
	使用済燃料再処理等既発電費	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437
	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	936,408	936,408	936,408	2,809,224
	小計	341,058,839	361,157,233	355,210,490	1,057,426,562
控除収益項目	遙取加算料金	-	-	-	-
	地帯間販売電源料	-	-	-	-
	地帯間販売送電料	19,550	19,550	19,550	58,650
	他社販売電源料	-	-	-	-
	託送収益	2,481,185	2,180,264	2,212,998	6,874,447
	事業者間精算収益	126,909	126,909	126,909	380,727
	電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	-	-	-	-
	電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	-	-	-	-
	電気事業雑収益	5,885,687	5,632,221	5,493,304	17,011,212
	預金利息	5,553	5,492	5,193	16,238
	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-	-	-	-
	小計	8,518,884	7,964,436	7,857,954	24,341,274
合計		332,539,955	353,192,797	347,352,536	1,033,085,288
レートベース		41,567,494	44,149,100	43,419,067	129,135,661

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本(貯蔵品)〕

(単位：千円)

項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考	
火力燃料貯蔵品	-	消費金額 平均月数 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等貯蔵品	-	消費金額 平均月数 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価 一般貯蔵品払出し率 一般貯蔵在庫出率	1,943,494,927 1.713% 12.50%	1,969,285,486 1.713% 12.50%	1,992,203,565 1.713% 12.50%	1,992,203,565 1.713% 12.50%	5,904,983,978 1.713% 12.50%	5,904,983,978 1.713% 12.50%	5,904,983,978 1.713% 12.50%	5,904,983,978 1.713% 12.50%	5,904,983,978 1.713% 12.50%	-
	小計	4,161,509 4,161,509 4,161,509	4,216,733 4,216,733 4,216,733	4,265,806 4,265,806 4,265,806	4,265,806 4,265,806 4,265,806	12,644,048 12,644,048 12,644,048	12,644,048 12,644,048 12,644,048	12,644,048 12,644,048 12,644,048	12,644,048 12,644,048 12,644,048	12,644,048 12,644,048 12,644,048	レートベース

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考	
株式交付費	期首帳簿額 増加額 償却額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	期末帳簿額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	平均帳簿額 期首帳簿額 増加額 償却額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	期末帳簿額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均帳簿額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費	期首帳簿額 増加額 償却額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	期末帳簿額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均帳簿額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レートベース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 第5条第4項関係
〔報酬率〕

(単位：%)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用率	備考
自己資本報酬率 全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率に相当する値	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	9.35	-	-	3.47
国債、地方債等公社債の利回りの実績率 国債、地方債等公社債の利回りの実績率	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	-	-	1.17
他人資本報酬率 直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における利子率を控除して得た値を加重平均して算定した率を加えて得た値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.17
事業報酬率 報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。										1.9

(記載注意)

第3表

追加事業報酬額明細表

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
連系設備特別報酬額 (1)	-	373	1,287	1,660	
還元額 (2)	-	-	-	-	電気事業報酬額 112,436,784
内部留保相当額控除額 (3)	-	-	-	-	
追加事業報酬額 (4) = (1) - (2) - (3)	-	373	1,287	1,660	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)
電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第4表

連系設備特別報酬対象額明細表

特定固定資産	建設中の資産	連系設備				関連周辺設備				原価算定期間計
		名称	区間又は所在地	平成26年度	平成27年度	名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京中部間連系変換所 (仮称)	岐阜県飛騨地方	-	25,750	88,750	-	-	-	-	-	114,500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
										連系設備特別報酬対象額 114,500

(記載注意)
建設中の資産の欄には、第6条第3項の建設中のものについても記載すること。

(単位：千円)

括除収益明細表						
項目	目	平成26年度		平成27年度		原価算定期間計 備考
		平成28年度	-	-	-	
運収加算料金		-	-	-	-	-
地帯間版光電源料		-	-	-	-	-
地帯間版亮送電料		19,550	19,550	19,550	19,550	58,650
他社版亮電源料		-	-	-	-	-
託送収益		2,481,185	2,180,264	2,180,264	2,212,998	6,874,447
事業者間精算収益		126,909	126,909	126,909	126,909	380,727
電灯料(離島供給に係るもの)に限り、基準託送供給料金(に相当する額を除く。)		-	-	-	-	-
電力料(離島供給に係るもの)に限り、基準託送供給料金(に相当する額を除く。)		-	-	-	-	-
電気事業者収益		5,885,687	5,632,221	5,632,221	5,493,304	17,011,212
預金利息		5,553	5,492	5,492	5,193	16,238
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		-	-	-	-	-
合 計		8,518,884	7,964,436	7,964,436	7,857,954	24,341,274

〔項目別明細表〕
(1) 第7条第1項関係

「地帯間版光電源料及び地帯間版亮送電料」						
項目	目	至		実績		原価算定期間計 備考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均追加率 (%)	
運収加算料金		793,286	723,366	689,896	0.1067%	668,118

「地帯間版亮送電料」						
項目	目	平成26年度		平成27年度		原価算定期間計 備考
		平成25年度	平均追加率 (%)	平成26年度	平成27年度	
地帯間版亮送電料	料金計	19,550	-	19,550	-	-
元電力料	料金計	115	-	115	-	58,650
電力量(10 ⁶ kWh)						345

「他社版亮電源料」						
項目	目	平成26年度		平成27年度		原価算定期間計 備考
		平成25年度	平均追加率 (%)	平成26年度	平成27年度	
他社版亮電源料	電力量(10 ⁶ kWh)		-	-	-	-
電力量(10 ⁶ kWh)	料金計	-	-	-	-	-

「託送収益」						
項目	目	平成26年度		平成27年度		原価算定期間計 備考
		平成25年度	平均追加率 (%)	平成26年度	平成27年度	
その他託送収益		2,481,185	-	2,180,264	2,212,998	6,874,447

「事業者間精算収益」						
項目	目	至		実績		原価算定期間計 備考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均追加率 (%)	
事業者間精算収益	電力量(10 ⁶ kWh)	844	568	626	586	649
電力量(10 ⁶ kWh)	料金計	214,977	167,760	154,506	123,864	126,909

〔電灯料〕

項 目	近 実 績			平成26年度			平成27年度			平成28年度			原備算定期間 計														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度									
電灯料(離島供給に係るものに限り、基淮托送供給料金に相当する額を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

〔電力料〕

項 目	近 実 績			平成26年度			平成27年度			平成28年度			原備算定期間 計														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度									
電力料(離島供給に係るものに限り、基淮托送供給料金に相当する額を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

〔電気事業譲収益〕

項 目	近 実 績			平成26年度			平成27年度			平成28年度			原備算定期間 計																	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度													
契約超過金	337,430	156,201	182,764	225,165	285,753	226,078	223,586	211,335	660,999	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586	223,586		
違約金	2,976	3,106	3,257	3,113	2,947	3,240	3,240	3,204	3,029	9,473	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240		
諸貸付料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託運転益	721	594	574	630	559	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	
器具販売益	18	11	6	12	5	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
受託工事益	10,088	7,903	8,236	8,742	10,775	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650
広告料	37,075	34,638	32,035	34,583	29,956	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154	28,154
供給雑収	567,230	465,680	490,700	507,970	483,855	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	592,168	
雑口	6,605,414	5,368,436	5,341,590	5,771,813	5,368,698	5,027,836	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	4,789,632	
合計	7,560,955	6,036,572	6,059,166	6,552,231	6,167,551	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687	5,885,687		

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

(2) 第7条第2項関係

「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」

項 目	近 実 績			平成26年度			平成27年度			平成28年度			原備算定期間 計															
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度										
使用済燃料再処理等既発電料受取契約総額分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

注 様式第1の注1から3までと同様とする。

	水力発電費		火力発電費		新エネルギー等送電費		送電費	
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有
役員給与	1,720	0	1,720	4,636	0	4,636	0	0
給料手当	781,723	644,534	137,189	2,120,943	1,785,167	335,776	0	0
給料手当振替額(貸方)	△13,177	△10,142	△3,035	△35,519	△28,090	△7,429	0	0
退職給与金	97,116	0	97,116	261,833	0	261,833	0	0
厚生費	149,710	112,739	36,971	406,105	315,610	90,495	0	0
委託旅費	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0
雜給	8,260	4,406	3,854	39,052	28,660	10,392	0	0
燃料費	0	0	0	19,093,014	19,093,014	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	6,906	3,537	3,369	393,573	385,328	8,245	0	0
修繕費	914,214	897,43	17,071	9,906,494	9,870,402	36,092	0	0
水利使用料	324,785	324,785	0	0	0	0	0	0
補償費	25,201	25,091	190	120,097	119,189	908	0	0
賃借料	50,649	19,736	30,913	216,732	133,634	83,098	0	0
託送料	0	0	(0)	0	0	0	0	0
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	418,384	304,656	113,728	2,396,906	2,107,350	289,556	0	0
損害保険料	0	0	0	110,252	109,019	1,233	0	0
普及開発関係費	1,746	0	1,746	69,115	0	69,115	0	0
養成費	10,785	0	10,785	34,588	0	34,588	0	0
研究費	39,691	0	39,691	285,156	0	285,156	0	0
諸費	59,735	32,822	26,013	361,779	289,876	71,903	0	0
貯倒損	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	413,620	437,155	6,655	1,689,002	1,675,333	13,669	0	0
雑税	1,348	885	463	69,765	45,812	23,933	0	0
減価償却費	1,979,760	1,931,746	48,014	12,506,579	12,405,067	101,512	0	0
固定資産除却費	(75,328)	(75,328)	(0)	(84,284)	(84,284)	(0)	(0)	(0)
共有設備費等分担額	214,098	204,861	9,237	716,271	696,742	19,529	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	116,235	116,235	0	0	0	0	0	0
建物分担明細費用分担額(貸方)	△1,110	△1,110	0	0	0	0	0	0
附帯施設運営費用分担額(貸方)	△4,892	0	△4,892	△26,509	0	△26,509	0	0
開発費	0	△3,296	△3,296	△121,042	△8,396	△112,646	0	0
株式交換費	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	5,469	0	5,469	17,030	0	17,030	0	0
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	51,037	0	51,037	1,744,064	0	1,744,064	0	0
電気事業報酬	653,425	0	(19,625)	653,425	2,271,091	0	2,271,091	0
合計	6,333,142	5,048,999	1,284,143	54,651,007	49,023,717	5,627,290	0	0

(記載注意)

1 固有の欄には第8条第1項で整理された金額(一般管理費等を除く)を、一般の欄には第8条第2項又は第4項で整理された金額を記載すること。

2 品属方法別の欄には、各項目ごとに別表第2において定める「直課」、「活動部属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。

3 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源側に係る費用を内数として記載すること。

4 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	費用種別	金額	販売費		合計	帰属方法別 (%)		
			計			直課	活動基準	
			固有	一般				
役員給与	固有	80,474	80,474	219,703	0	138,283	138,283	
給料手当	一般	6,560,302	100,495,499	63,596,609	54,388,139	9,208,470	233,651,401	
給料手当振替額(貸方)	△165,122	△1,677,555	△1,344,417	△333,138	△1,059,568	△203,757	△3,914,115	
退職給与金	0	4,544,947	12,408,136	0	12,408,136	7,809,743	28,890,831	
厚生費	0	7,010,978	1,767,894	19,003,746	4,057,979	11,995,136	9,513,192	
委託検査費	0	0	0	0	0	15,209,110	15,209,110	
委託集金費	0	0	0	0	0	1,793	1,793	
雜給	0	425,485	245,100	180,385	1,735,119	1,242,650	5,383,285	
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	
労災処理費	0	647,657	325,517	2,810,660	2,071,194	739,466	3,116,868	
消耗品費	0	39,240,106	38,359,687	303,445,844	299,127,208	4,318,636	3,906,797	
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	
補償費	0	58,483	58,041	442	478,733	475,115	3,618	
賃料	0	2,102,731	1,180,421	922,310	34,329,944	31,235,081	3,094,863	
託送料	0	3,483,863	3,483,863	0	2,568	2,568	0	
事業者間料算費	0	0	0	0	0	0	0	
委託料	0	14,041,440	8,710,521	5,300,919	73,769,980	54,311,296	19,458,684	
損害賠償料	0	0	0	0	0	0	0	
普及開発費	0	48,411	48,411	133,848	0	133,848	148,698	
養成費	0	563,653	563,653	1,537,553	0	1,537,553	1,302,815	
研究費	0	1,933,044	0	1,933,044	4,036,266	0	4,036,266	
諸費	0	3,452,560	2,190,353	1,282,207	9,206,455	3,456,257	5,750,198	
販倒損	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産税	0	16,870,922	16,537,523	333,027	37,034,564	35,399,027	1,635,537	
雑税	0	1,122,976	737,412	385,564	52,971	34,784	18,187	
減価償却費	0	107,193,007	104,716,742	2,476,265	113,585,888	101,439,295	12,146,593	
固定資産除却費	0	19,393,600	18,917,204	476,396	20,993,238	18,656,418	2,336,820	
其有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	
其有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	
建設物開通運搬賃料額(貸方)	0	△220,973	△222,074	0	△292,074	0	0	
附帯事業營業費用分担額(貸方)	0	△133,315	△368,592	0	△368,592	△84,192	0	
開発費	0	0	0	0	0	0	0	
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	
社債発行費	0	208,538	0	208,538	398,068	0	398,068	
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	
法人税等	0	2,064,079	0	2,064,079	5,706,790	0	5,706,790	
電気事業報酬	0	24,004,772	0	24,004,772	46,305,015	0	46,305,015	
合計	284,052,852	230,205,672	53,847,180	785,352,367	646,491,509	138,860,858	177,944,341	
(記載注意)								
1 固有の欄には第8条第1項で整理された金額(「一般管理費等を除く。」)を、一般の欄には第8条第2項又は第4項で整理された金額を記載すること。								
2 帰属方法別の欄には、各項目ごとに、「活動基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。								
3 送料、商品販賣費及び電気事業報酬の()内には、電報録に係る費用を内数として記載すること。								
4 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。								

(単位：千円)

	総離島供給費				総アンシリーラーサーービス費		
	水力発電費分	火力発電費分	新エネルギー等 発電費分	新エネルギー等 発電費分	火力発電費分	新エネルギー等 発電費分	総送電費
役員給与	0	0	0	0	6,356	1,720	4,636
給料手当	0	0	0	0	2,902,666	781,723	2,120,943
給料手当振替額(貸方)	0	0	0	0	△48,696	△13,177	528
差額給与金	0	0	0	0	358,949	97,116	261,833
厚生費	0	0	0	0	555,815	149,710	406,105
委託検査費	0	0	0	0	0	0	0
委託算定金費	0	0	0	0	0	0	0
補償費	0	0	0	0	47,312	8,260	39,052
燃料費	0	0	0	0	19,093,014	0	19,093,014
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	0	400,479	6,473	0
修繕費	0	0	0	0	10,820,708	914,214	9,906,494
水利使用料	0	0	0	0	324,785	324,785	0
補償費	0	0	0	0	145,298	25,201	120,097
賃借料	0	0	0	0	267,381	50,649	216,732
託送料	0	0	0	0	0	0	0
事業者間料算費	0	0	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	2,815,290	418,384	2,396,906
損害保険料	0	0	0	0	110,252	0	110,252
普及開拓關係費	0	0	0	0	70,861	1,746	69,115
養成費	0	0	0	0	45,373	10,785	34,588
研究費	0	0	0	0	324,847	39,691	285,156
旅費	0	0	0	0	421,514	59,735	361,779
賃借損	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	0	0	0	0	2,132,622	443,620	1,689,002
雑税	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	14,486,339	1,979,760	12,506,579
固定資産除却費	0	0	0	0	930,369	214,098	716,271
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	116,235	116,235	0
地帶間購入電源費	0	0	0	0	△1,110	△1,110	0
地帶間購入送電費	0	0	0	0	0	0	0
(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0
地帶間購入送電費	0	0	0	0	0	0	0
(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0
他社購入電源費	0	0	0	0	0	0	0
(再工本特指法交付金相当額を除く。)	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電費	0	0	0	0	0	0	0
(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電費	0	0	0	0	0	0	0
(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0
建設分担関連費賃料(貸方)	0	0	0	0	△31,401	△4,892	△26,509
附帯事業営業費用分担関連費賃料(貸方)	0	0	0	0	△124,338	△3,296	△121,012
開発費	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	0	0	0	0	1,795,101	51,037	1,744,064
電気事業報酬	0	0	0	0	2,924,516	653,425	2,271,091
地帶間販売電源料	0	0	0	0	0	0	0
地帶間販売送電料	0	0	0	0	0	0	0
(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0
地帶間販売送電料	0	0	0	0	0	0	0
(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0
他社販売電源料	0	0	0	0	60,984,149	6,333,142	54,651,007
合計	0	0	0	0	0	0	0

(記載注意)

1 締属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。
 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4(第10条関係)

送配電開通費整理表(2)

	受電用変電 サービス費	配電用変電 サービス費	低圧配電費	高圧配電費	需要家費	給電費	一般販売費	合計		帰属方法別 (%)
								直課	活動帰属基準	
役員給与	52,236	28,238	73,860	124,752	108,584	38,078	12,712	511,552	0.0	59.9
給料手当	23,713,328	12,818,824	33,784,628	57,063,303	49,885,919	17,512,110	5,846,148	233,651,401	11.0	59.9
給料手当賃替額(貸方)	△400,349	△216,419	△563,961	△952,549	△831,401	△291,765	△914,115	△3,914,401	10.6	59.8
給融給与金	2,950,163	1,584,784	4,171,373	7,045,582	6,132,501	2,150,509	717,914	28,890,831	0.0	40.1
厚生費	4,550,885	2,460,693	6,388,689	10,790,697	9,413,830	3,303,008	1,102,658	44,390,036	10.4	59.9
委託旅費	0	0	0	0	0	15,209,110	0	15,209,110	100.0	0.0
会計集金費	0	0	0	0	0	1,793	0	1,793	100.0	0.0
雜賄	276,186	149,299	583,313	985,235	5,002,805	410,134	136,917	7,901,377	51.4	20.7
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	19,093,014	100.0	0.0
障害物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
消耗品費	420,400	227,257	944,889	1,595,948	2,241,904	858,268	286,519	7,455,501	3.5	44.7
修繕費	28,319,487	10,920,619	77,224,589	130,434,769	97,511,483	1,931,179	250,621	386,733,457	32.1	11.4
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	324,785	0.0	100.0
補償費	7,292	51,191	178,032	300,701	17,303	7,654	2,514	3,241,147	77.5	0.0
賃借料	1,518,225	584,506	12,766,657	21,563,287	2,934,173	1,246,935	384,069	49,557,805	16.2	9.7
託送料	2,514,295	969,568	955	1,613	0	0	0	18,903,961	81.6	0.0
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	2,517,902	100.0	0.0
委託費	10,133,672	3,907,768	21,328,674	36,024,803	32,849,389	17,247,139	2,209,453	144,061,631	20.0	2.6
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	110,252	0.0	100.0
普及開発關係費	31,424	16,987	44,997	76,002	12,819	0	148,698	460,294	32.3	0.0
養成費	365,720	197,933	516,895	873,053	588,269	797,923	64,228	3,890,945	3.8	41.1
研究費	974,363	958,691	1,356,914	2,291,870	470,762	1,467,204	12,100	9,900,123	34.3	65.7
諸費	2,241,086	1,211,474	3,095,031	5,227,604	6,147,780	1,439,347	499,090	21,817,848	11.4	0.4
賃倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
固定資産税	10,951,077	5,919,875	12,619,700	21,315,071	3,753,077	731,369	94,914	83,332,864	30.6	26.1
維持費	728,933	394,043	17,808	30,078	4,785,026	205,522	68,854	17,132	6.0	94.0
減築費却費	69,579,884	37,613,123	38,704,919	65,373,830	14,358,863	5,431,632	704,897	392,237,449	36.6	33.2
固定資産余掛費	12,588,519	6,805,051	7,153,513	12,082,561	2,690,532	1,044,963	135,612	53,428,830	17.8	44.5
其有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	533,037	78.2	0.0
地帶間購入電源費	0	0	0	0	0	0	0	△1,122	1.1	0.0
地帶間購入送電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	253,560	100.0	0.0
他社購入電源費	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
(再工不特指法交付金相当額を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
他社購入送電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	529,618	100.0	0.0
他社購入送電料	0	0	0	0	0	0	0	△936,867	0.0	65.5
健設分担開通費等額(貸方)	△143,435	△77,538	△108,617	△183,457	0	0	0	△7,739	△871,467	0.0
附帯事業営業費用分担開通費等額(貸方)	△86,536	△46,779	△137,072	△231,520	△53,270	0	0	0	0	100.0
開栓費	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
開栓費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
株式交換費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
社債券引換費	130,946	77,592	135,644	229,106	33,318	0	0	1,008,436	0.0	38.4
社債券発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
法入税等	1,339,811	724,268	1,944,615	3,284,517	1,302,414	358,942	119,827	13,362,677	0.0	3.6
電気事業報酬	15,073,143	8,931,629	15,778,619	26,650,636	4,100,215	347,332	25,703	112,436,784	0.0	3.4
地帶間販売電源料	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	△58,650	100.0	0.0
地帶間販売送電料	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	△58,650	100.0	0.0
他社販売電源料	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
合計	187,830,775	96,222,077	238,004,724	401,997,492	254,361,154	56,215,030	12,718,308	1,652,163,001	26.4	20.0
(記載注意)										53.6

1 帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。
 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とする。

様式第3 (第II未開係)

送配電關連費用明細表 (1)

(单位：千円)

(記載仕様) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3(第II案脚注)

送配電閥連帶明細表 (2)

様式第1の注1から3までと同様とすること。

	低圧配電費		給電費		需要家費 合計
	計	固定	計	固定	
後員給与	73,860	0	可変	38,078	0
給料手当	33,784,628	33,784,628	0	17,512,110	49,885,919
給料手当賃替額(貸方)	△563,961	△563,961	0	△291,765	△3,814,447
後職給手金	4,171,373	0	2,150,509	2,150,509	6,132,501
厚生費	6,388,689	6,388,689	0	3,303,008	9,413,830
委託金社費	0	0	0	0	15,299,110
委託金賃	0	0	0	0	15,299,110
報給	583,313	583,313	0	410,134	0
燃料費	0	0	0	0	5,002,805
燃費物處理費	0	0	0	0	7,761,160
消耗品費	944,889	472,445	858,268	429,134	0
修繕費	77,224,589	77,224,589	0	1,931,179	97,511,483
水利用料	0	0	0	0	32,849,389
精備費	178,032	178,032	0	7,654	17,303
精作料	12,766,657	12,766,657	0	1,246,935	2,934,173
研究費	955	955	0	0	49,173,736
事業者間精算費	0	0	0	0	18,903,961
委託費	21,228,674	21,228,674	0	0	2,517,900
損害保険料	0	0	0	0	141,821,778
並立開発關係費	44,997	44,997	0	0	10,252
製成費	516,895	516,895	0	0	311,596
研究費	1,356,914	1,356,914	0	1,467,204	3,266,722
詮費	3,095,031	3,095,031	0	1,439,347	0
合併費	0	0	0	0	6,147,780
開拓資産税	12,619,700	12,619,700	0	731,369	0
雑税	17,808	17,808	0	206,252	0
減価償却費	38,704,919	38,704,919	0	5,131,632	14,358,863
固定資産除却費	7,153,543	7,153,543	0	1,044,963	2,630,332
共有設備費等分担額	0	0	0	0	53,235,218
共同設備費分担額(貸方)	0	0	0	0	0
地盤開削入送電費	0	0	0	0	0
地盤開削入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0
電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0
他社譲入原電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0
(再工承特許法交付金相当額を除く。)	0	0	0	0	0
他社譲入送電費	0	0	0	0	0
電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0
他社譲入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0
施設分担開通費帳額(貸方)	△108,617	△108,617	0	△23,183	0
開通事業費用分担開通費額(貸方)	△137,072	△137,072	0	△23,183	0
開通費	0	0	0	0	△53,270
開通費償却	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0
社債發行費	135,644	135,644	0	0	33,318
社債發行費償却	0	0	0	0	1,008,136
法人税等	1,944,615	1,944,615	0	358,942	△936,867
電気事業強制賦課料	15,778,619	15,778,619	0	347,332	△863,728
地盤開削販送電料	0	0	0	0	0
地盤開削販送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0
地盤開削販送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	△58,650
他社譲電原電料	0	0	0	0	0
合計	238,004,724	237,532,280	472,444	56,215,030	55,785,896
(記載注意)	254,361,154	0	429,134	0	1,639,444,693

様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6(第12条関係)

送配電開闢運需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	延契約電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10^6 kWh)
			夏 期	冬 期			
特別高压需要	6,249	—	6,105	5,682	40,931	15,000	40,013
高 壓 需 要	10,084	205,824	10,084	8,941	49,475	1,394,000	47,597
低 壓 需 要	10,611	576,526	8,595	8,031	44,244	127,236,000	40,694
合 計	26,944	782,350	24,784	22,654	134,650	128,645,000	128,304

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高压需要120,038百万kWh、高压需要142,788百万kWh、低压需要122,083百万kWh。

様式第7 (第24条関係)

送配電関連費三需要種別計算表

(単位：千円)

需要種別	固定費		可変費		需要家費		合計	
	計		計		計			
	固有	追加	固有	追加	固有	追加		
特別高压需要	158,236,916	158,523,058	△286,142	61,513,539	7,599,774	53,913,765	2,136,446	
高压需要	413,879,581	411,289,024	2,590,557	73,970,505	9,667,403	64,303,102	<8,376,085>	
低压需要	795,898,386	788,886,568	7,011,818	64,508,647	9,117,712	55,390,935	<10,124,522>	
						238,986,718	236,176,053	
						<9,054,054>	2,810,665	
							1,099,393,751	
							1,034,180,333	
							65,213,418	

(記載注意)

- 1 固有の欄には第13条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第23条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を記載すること。
- 2 特別高压需要、高压需要及び低压需要の< >内には、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第15条第2項で整理された追加可変費を内数として記載すること。
- 3 その他は、様式第1の注2と同様とすること。

様式第8（第25条関係）

送配電開運需要種別原価等と料金収入の比較表
(単位：千円)

需要種別	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10^6 kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
特別高圧需要	158,236,916	61,513,539	2,136,446	221,886,901	120,038	1.85	222,447,373
高圧需要	413,879,581	73,970,505	16,265,066	504,115,152	142,788	3.53	503,759,144
低圧需要	795,898,386	64,508,647	238,986,718	1,099,393,751	122,083	9.01	1,099,185,868

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

2 工事費負担金説明書

工事費負担金説明書

工事費負担金については、託送供給等約款（平成 27 年 12 月 18 日付け 20150731 資第 53 号認可。）の工事費負担金と同様といたしました。

1 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

第 1 表 発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費

新規契約受電電力 1 キロワットにつき	3,780 円 00 銭
---------------------	--------------

2 供給地点への一般供給設備の工事費負担金

(1) 低圧または高圧で供給する場合

第 1 表 無償工事こう長

架空供給側接続設備の場合	1,000 メートル
地中供給側接続設備の場合	150 メートル

第 2 表 超過こう長 1 メートル当たりの工事費

架空供給側接続設備の場合	3,348 円 00 銭
地中供給側接続設備の場合	27,000 円 00 銭

(2) 特別高圧で供給する場合

第 1 表 架空供給側接続設備の場合の工事費

(工事こう長 100 メートル当たり)

新規接続送電 サービス契約電 力 1 キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給する場合	356 円 40 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給する場合	162 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給する場合	86 円 40 銭

第2表 地中供給側接続設備の場合の工事費

(工事こう長 100 メートル当たり)

新增加接続送電 サービス契約電 力 1 キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボ ルトで供給する場合	626 円 40 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給する場合	442 円 80 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給する場合	237 円 60 銭

第3表 当社負担額

新增加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	5,400 円 00 銭
----------------------------	--------------